又しゝまふともいふ、進退谷まる意にて、鐘をつくと夫れから默つて仕舞ふこ
となるなり、此眞似をして互に無言になりて、心棒し合ふことをしゝまの戯
といふ、源氏物語末摘花の卷に、いくそたび君がしゝまにまけにけん物ないひ
そといはぬたのみに、とある是れ源氏が末摘花の無言なるをいひたるなり、

正下の加階

正四位下に進みたることをいふ、源氏物語紅葉賀に、頭中將正下の加階し玉ふ
とある、是れなり、

科戸の風

中臣の秡にある詞にして、一切の穢氣を秡除する義なり、源氏權の卷に、其世
の罪に皆科戸の風にたぐへてとあり、神代記に、級長津彦級長戸邊を風の神と
いへり、口訣に颯颯を級長といふと見えたり、颯颯は野分なりといへり、又乾
の風をいふといへり、

莊園

しもやしきといふことなり、いはゞ湯沐料なり、中古藤原氏の盛時に當りて、
其一門皆顯官に上り、第宅を宏壯に搆え、又別にしもやしきといふものを所有
し、豪華を極めたり、其下屋敷には、始めは菜園等に供する丈けの地面を所有
せしを以て隨て朝庭にては公認に許し、年貢租稅を御免地となしたり、其後に
至りては、藤原氏のものとも日本全國に於て、便利なる處は自分勝手に占領し
て、六やみに莊園を爲すに至れり、源頼朝起るに及んで、其制を破りたり、然
れども、其名殘りとして何の庄といふもの歴史の上に殘れり、

しをり

山に入り木の枝を折かけて道のしるしとするをいふ、標折るの義、又柴折の義
なるべし、日本紀に枝葉を折取ると見ゆ、栞をいふなり、刊も栞も同字なり、
書に栞は槎識なり周伯温が說に、禹貢に山に隨て木を栞る、謂ふは行く處に隨

て林木を其枝を斫り道の識となすなりと、新古今集に、西行法師、よしの山こぞのしをりの道かへてまだ見ぬかたの花をたづねん、近世文房具にしをりと名づけしものあり、綾綺をもつて小幅を造り、右の歌をかけり、讀書未だ了らざる時に、葉子間にはさみて後日の標識となすなり、（和訓栞）

色紙（しきし）

源氏に白き色紙にてたて文なりと見え、枕草紙にもみちのくに紙、白き色紙とならびいへり、色紙形などいひて、寸法の定まれるは後世の事なるべし、或説に定家卿小倉の山莊の色紙を本とすといへり、明月記補に、文暦二年嵯峨中院の色紙形、善惠入道天智天皇より以來家隆卿に及ぶと見えたり、今いふ百人一首のことなるべし、風雅集にも、賀茂重保が堂の障子に、時の歌よみどもの歌をかいて各よみたる歌を、色紙形に書くべきよし見ゆ、倭名抄に、色紙といへるは牋なりといへり、染紙と歌によめるものなるべし、今色紙といへり、（和訓

證義（しやうぎ）

禁秘抄にいふ、最勝講の時、御持僧證義に交りて云々、是れ正月十四日に、最勝講の内論義（うちろんぎ）あり、其時問者ありて題を出すなり、又答者ありて之に答ふるなり、此時其間にありて此論の判者となる役を證義といひて、五六人あるべきものなり、

尚齒會（しやうしくわい）

安齋隨筆にいふ、古今著聞集巻の四に、尚齒會は唐の會品五年三月二十一日、白樂天履道塲にて始めて行ひける、我朝には貞觀十九年三月十八日大納言年名卿、小野の庄にて行はれける、又安和二年三月十三日大納言在衡卿、粟田口の山庄にて行はれける、又天承元年三月二十二日大納言家忠卿、白河の山莊にて行はれける、七叟のもの三善爲康等相會せり、此他尚齒會を行はれたること數

多ありと、按ずるに尙齒は字の如く齡を尙ぶことにて、七人の老人、相會して詩歌を作り、朗詠を吟じて、酒の宴をなすことなり、

蓆（しとね）

喜遊勝覽にいふ、源氏物語夕顏に、家のかたはらにひがきといふもの新しうして、上ははじとみ四五間ばかりあけ渡して云々、花鳥に半蓆は下は格子はた板などにて、上にひとみをつくりて外へあぐる樣にしたるをいふ、細流に大臣などの車に半蓆とてあり、枕草子家はといふ條、同卯の花車の條などにあり、和名抄に周禮の注を引きて、蓆は暖を覆ひ光を障るなりとあるを以て見れば何れも蓆は透間なきを知る云々と、安齋いふ、蓆は板戶の如し、隔子の外に當て風雨を防ぐ物なり、隔子ある家には必ず蓆ありと、

色代（しきたい）

和訓栞にいふ、人家に客を送迎して禮をいたす處を色代といふ、もと人に揖禮するをさいへるなり、盛衰記に、色代して矯飾を申すと見え、東鑑に前の武州然るべからざるの旨御色代あるの故なりと見ゆ、色はおもへりとよみて顏色をいふ、又式代ともかけり、著聞集に見ゆ、式は禮式なり、代は古へは何にも付けたり、或は式臺とかけるは本義にあらざるべし、但し庭訓往來の現物色代の償とあるは、品色のものを其代りとするをいふにて意味異れりと、

新嘗祭神嘗祭（しんじやうさいじんじやうさい）

新嘗祭は昔しは大嘗會と同じことなりしが、後に至りて天子一代一度の儀式を大嘗會といひ、毎年行はるゝを新嘗祭といふ、新嘗祭は天照大神の行はれたるを始めとすれども、正しく儀式となりたるは、用明天皇二年四月より始まれり、神嘗祭とは異れり、猶例幣の部を見るべし、

紳今食（しんこんじき）

本居翁はかむいまけとよむべしといふ、六月と十二月とにありて、夜の儀式なり、此祭は神嘉殿にて行はるゝなり、天子自ら天照大神を祭り玉ふ祭にて、天子食饌をそなへて、神と共に聞食され、又天照大臣に寢具を奉りて共に寢玉ふ祭りなり、餘程他の祭とは異れり、且主上を始め奉り此事に關與するものは六月の始めより、齋戒沐浴して不淨をさけ、最も清淨にする祭なり、式がすみて神樂などの舞あり、

十三經（じふさんきやう）

斯る問題を國語故事成語詳解の內に入るゝを見ば、世人奇異の思ひを爲すものあらん、然れど、拾芥抄は實によき書にして國語家の一見せざる可らざるものなり、近衞家熙公も此本をばほめたり、又貞丈雜記も國語家の見ざる可らざるものなり、然るに拾芥抄に十三經を擧げて曰はく、十三經とは、周易、尚書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、左傳、公羊、穀梁、孝經、論語、老子、莊子をいふ

と、又貞丈雜記には、老子莊子をすてゝ、璽雅と孟子とを加へたり、此相違の點は、孟子璽雅を入るゝと、老子莊子を入るゝとの別なり、二中歷、遊學往來、撮壤集、運步色葉集等は、皆拾芥抄と同一なれば、其十三經の名目の老莊を加ふることは據所ある說なるべし、然らば貞丈雜記の說は誤れるものか、之を判ずるは、先づ支那十三經の起源に泝らざる可らず、按ずるに十三經の名の正しく見えたるは、宋の王應麟の玉海なり、玉海には周易、尚書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、左傳、公羊、穀梁、孝經、論語、璽雅、孟子を云へり、尤も顧炎武等は、此十三經は明より起れりといへど、恐らくは不可ならん、唐の陸德明の經典釋文には、十四類のものとなれり之は南北朝には老莊の流行したるためなり、唐の文宗の開成年間の石刻には十二類として、老莊を退けたり、唐の時代より孟子を尚ぶやうになり、楊綰之れが先驅をなし、韓愈、皮日休等之に次で大に之を尚び、皮日休は孟子を經書の中に加へんことを建議したることあり、

宋の末に至り十三經といふもの正しく出でたれども、全部まとめたる出版はなかりき、明の末に至り、始めて一部のものとなれり、明の嘉靖本といつて、注と疏とが出來て、十三經注疏といふ書が出來たるなり、然らば十三經は貞丈の說正しきこと論なし、拾芥抄等の說は唐及五代の人の說を傳來せるものなり、尤も亨保の頃、岡田贇の書きたる老子の附錄に、十三經には支那傳來の書に、明かに老子莊子を加へたるものありて之を見たりといふことを記せり、恐らくは誤ならん、

四家髓腦（しかずゐのう）

俊賴の無名抄、仲實の綺語抄、淸輔の奧儀抄、範兼の和歌童蒙抄是なり、

淨瑠璃（じやうるり）

和訓栞に曰ふ、楞嚴經に見ゆ、淨波璃と云ふが如し、源義經の妾に淨瑠璃御前あり、三河國矢はぎの長中納言兼高の女なり、同國岡崎に淨瑠璃くるわと云ふ

所あり、堂ありて惠心の彌陀を安す、大行院、明星院と云ふ山法師主宰せり、又淨瑠璃、義經の終りを聞いて入水せりと云ふ所あり、淨瑠璃淵と名づく、今の俗謠に淨瑠璃とてもてはやすものは、右の人の事を演じて曲としぞ始めなりき、信長公の侍女小野於通、源氏物語にならひて長生殿十二段といへる物語を書けり、時の人此草紙を淨瑠璃本と云ひしに事起れりといへり、元、祭文說經ぶしに似せて今樣をうたひしより、一變せしなるべしと、

白拍子（しらびやうし）

和訓栞に云ふ、平家物語に始めは水干に立烏帽子、白鞘卷をさいて舞ひければ、男舞とぞ申しける、然るに中頃より水干ばかり用ゐたり、さてこそ白拍子とぞ名づけけると見ゆ、鳥羽院の御宇に島の千歲、和歌の前と云へる二人の遊女、舞ひ始むといへり、徒然草には通憲入道舞の手の中、興ある事どもを撰びて磯の禪師と云へる女に敎へて舞はせたり、禪子がむすめしづかといひける、此藝

をつげり、是を白拍子の根源なりと云へり、白拍子は物をかぞへうたふをもて、義經記にも白拍子をかぞふるといふとぞ、妙音院相國の言に亡國の音不快の舞とのたまひて、程なく保元の亂打つゞき君も西狩の事ありきと、

十善の位

天子の位をいふ十善とは佛法の十戒を保つことをいふ天子は神聖にして行ふ處爲す處不正不邪を爲し玉はず能く十戒を持せらるべき御身なるよりいへる語なり、

○す之部

寸陰を惜しむ

十訓抄に見ゆ、淮南子にいはく、聖人尺璧を重せずして寸陰を重んず、時得難くして失ひ易しと、又楊氏がいはく大禹は聖人なり即ち寸陰を惜むと、

賣炭の翁はあはれなり

增鏡に見えたり、白氏長慶集にいはく、賣炭の翁、薪を伐り炭を燒く、南山の中、滿面塵灰煙火の色、兩鬢蒼々十指黑し、炭を賣る何の營む所、身上の衣裳口中の食、憐むべし身上、衣正に單、心に炭の賤しきを憂ひて、天の寒きを願ふの句をいへるなり、

受領

國司の部を見るべし、

洲濱

海濱の洲の形を造りたるものにて、臺の上に裝飾したるものにて、後世島臺といふものなり、

鈴鹿

玄上と同一に取り扱ふ大切の樂器なり、例年御神樂の時、伶人の彈ずるものなり、鈴鹿は和琴なり、琴に箏の琴、琵琶の琴、和琴等の區別あり、和琴は鈴鹿にて六絃なり、之は日本風にして、全く外國の影響を受けずといふ、元天照大神の岩戸へ入られし時、弓を六本並べて樂器として、群神の樂を奏せしより始まれり、故に弓から起りたる故、其形そりたるものにて、杉か檜かにて造りたるものなりしが、後に至りて桐にて造り、絲と臺との間すきて、大に他の琴と異れり、北畠氏の說によれば、伊勢の國に鈴鹿の關あり、此側にありし橋板を撤して作りたる故に鈴鹿といふと、

衰日

拾芥抄下の末に、生年衰日は子午の生は丑未、丑未の生は子午、寅申の生は巳亥、卯酉の生は辰戌、辰戌の生は卯酉、巳亥の生は寅申なりと、此等の日を十二支によりて二支づつを忌むなり、

雀小弓

遊興の具にて、楊弓の如きものなり、西行法師、しのためて雀弓張りをのわらはひたひえぼしのほゝけなるかな、と又庭訓往來に、將又楊弓雀の小弓云々と二物によむ可らずと貞丈云へり、雀を取るために作れる弓なり、仕掛をしておきて雀の來りて之に中りたるものを捕ふる遊戲の具なり、

摺衣

中右記に、鳥羽院の時、民間に摺衣を服するを禁ずとあり、右は時につきたるものを衣にすり付けたるなり、よつて山藍にすれる衣、しのぶのすり衣、紫の

根ずりの衣、眞萩もてすれる衣、萩が花ずり、一入ずりのをみ衣などいひ、庭訓に摺繪書と見えたり、思ふに後世の染模様なるものは是よりや起りぬらん、（和訓栞）

するすみ

白氏文集に匹如の身何事かあらん、見ゆ、匹如をするすみとよめり、徒然草に、人のよろづするすみなるが、沙石集にするすみといふは人の一物も手に持たで行くかたちなり、下部は凡てすつすみといへり、林氏の説に、匹は匹夫の義なりと、但し賴朝の馬の名のことは別なり、（和訓栞）

素襖（すおう）

安齋隨筆にいふ、之は武官の襖にも、狩衣にも抱はりたることにあらず、玉篇、襖の字を注に袍襖といへる意にて、素襖の襖は、只表衣の義なり、賤人の表衣を麻布にて製し文飾もなき故、素の字を付けていふなり、襖又狩襖に抱はりたる説は、皆誤なりと、

出擧（すいこ）

安齋筆にいふ、唐書に米錢等に出擧といふことあり、之は米錢等を多く出して世人に貸して利を取ることをいふ、出は米錢等をこつちより出すなり、擧は彼方より利息を取り擧ぐるなり、眞永式目にも此二字あり、出の字此方より出すは音しゆつなり、すいきよとよむべしと、猶出擧の部を見るべし

生絹（すずし）

和訓栞にいふ、夏きる一重のきぬをいふと、何故すゞしといふか、一重にて納涼しきもの故にいふなり、

すめみま

和訓栞にいふ、神代紀に皇孫をよめり、天孫に同じ、祝詞には皇御孫ノ命と見ゆ、

天孫皇孫を、天照大神と高御産靈尊とに分ち係けて見るは非なり、天御孫日子番ノ邇々藝ノ命以來、代々同じ日嗣しろしめす大御次にませば、今の天皇のことをも、祝詞には御孫命といへりと、

水干（すゐかん）

和訓栞に云ふ、もと糊を用ゐず、水張りにして干たる絹の名なり、末代に鞠の裝束になりて一流の服の名となれりと云へり、

墨染櫻（すみぞめざくら）

和訓栞に云ふ、平康賴入道の寶物集に、深草のみかどかくれさせ玉ひければ、上毛野の岑雄と云ふもの、御別を歎きけるが、年來見馴れたる櫻のもとにてよめる、深草の野邊の櫻し心あらば此春ばかり墨染にさけ、草木心なしといへども、物の哀れは知ればこそ、其春は墨染に咲けるとなり、今に深草の墨染櫻とて、墨染寺にありと聞けり、古今集には、堀川の太政大臣身まかりにける時に

と見えたれば、おぼつかなしとぞ、

○せ之部

清華（せいくわ）

九家なり、初は七家、近世、廣幡、醍醐を加ふ、三條、西園寺、德大寺、花山院、大炊御門、久我、今出川、一名菊亭　廣幡、醍醐にして、三公、及太政大臣に至る、但し攝政關白を兼ぬること能はず、（和漢三才圖會）

仙籍（せんせき）

仙人の名籍といふことにて、昇殿を許されたる官は、日給の簡の面に名籍を記するなり、猶日給の簡の部を見るべし、

宣下の官（せんげのくわん）

除目の時に任せられずして、別に宣下を以て補せらるゝ官なり、即ち檢非違使の別當など宣下の職なり、職原抄に、檢非違使の別當以下宣下の職たりとある

は誤なり、別當は宣下の職なれども、佐以下は管符を太政官より傳達せられて任せらるゝなり、又藤原氏の氏の長者も元は宣下の官なり、職原抄にいふ、宇治の左大臣頼長公は攝關にあらずして長者の宣下たりと、

宣命（せんみやう）

詔勅と同じく、天子の御言葉なれども是は國文にて書ける詔詞にて、一種の定まれる文體あるなり、其始は高橋の氏文なりといふ、然し僞作なりといふ人あり、日本紀、古事記には宣命なく、續紀より後のものに見えたり、是は神社山陵の告文、即位、立后、立太子、任大臣の節會、僧家の告文、即ち僧綱の位を與ふるときは、宣命を下すなり、宣命に用ゐる紙は、其色定まりて、伊勢は花田色の紙を用ゐ、賀茂、松尾は紅梅色の紙、その外は皆黄なる紙を用ゐるなり、宣命は上卿勅を奉じて內記に仰せて作らしめ、先づ草を奏し、次に淸書を奏す、神社の宣命は、天子御湯殿の後之を御覽ぜらる、其他の宣命は單に之を御覽せ

らるゝなり、但し普通の狀は、草を奏せざれども、奉幣使とてみてぐらを奉る勅使の立つ時に當り、辭別（ことわき）のある場合には、必ず草を奏するなり、辭別とは宣命の末に、「辭別（ことわきて）まうす白」といへる言葉を添ふるなり、是は天下に奇怪のこと起り、又主上の御身に當り、愼まるべき事ある場合に下す宣命なり、此外國家の大事には御靈鞠の宣命あり、之は伊勢大神宮に奉るなり、

姓（せい）氏（し）

姓氏のこと、さま〴〵に申す人あれども、必竟姓はかばね、氏はうぢと覺えてすむなり、天武天皇紀二十三年十月巳卯朔の詔に、八色の姓を作る、（八姓の部を見よ）所謂朝臣、眞人以下なり、同日に守山公以下十三氏に姓を眞人と賜ふとあり、是（これ）かばねなり、弘仁の頃、萬多親王姓氏錄の表一千一百八十二氏を集むといふもの、是うぢのことなり、是にて明かに知られたり、尤も姓も氏とよみ、氏の字も尸と通じて、かばねなれども別ちいふ時は、姓はかばねにて、

朝臣眞人の類、氏はうぢにて源平藤橘の類なり、後世にも源の朝臣の姓を賜ふ、橘の朝臣の姓を與ふとあるもかばねを重んずるなり、貝原氏、姓とは源平藤橘の類、氏とは新田、足利の類と書きしは無稽の言なり、此妄說出てより、今の苗字といふを、氏と覺えたる說あり、今の苗字といふもの、大率保元平治の頃より盛んに起れり、是多くは地名にて假名とも俗にいふものなり、今の人のいふ所は、古今の稱を分たず、雅俗を取交ふ、剩さへ和漢を附會する故に、混淆錯亂して姓氏の事詳かならず、凡そ源氏とかくは宜し、源姓とかくは當らず、源朝臣姓といふは當れり、織田（假名地）上總介平（氏）朝臣信長（姓名）、此の如く覺えたるが宜し、（安齋叢書）

宣旨（せんじ）

王建の詩に、非時玉案宣旨を呈すとあり、通鑑綱目の註に、天子の命、之を宣旨といひ、又宣命といふと我國にていふ宣命は、宣旨とは異れり、宣旨は主上の口

宣を書きつけたるものにて、宣命より其手數簡略なる丈け相違せり、

消息（せうそく）

書狀の事をいふ、是誠に打任せては不審のことなり、往來消息同じ意なり、息を消すといふ讀みあり、それは覺束なきことを書狀にて互に云ひやる事、往來すれば不審散ずる故に消息といふ、誠には只往來の義なり、文選の李善が注に、消は言の往くなり、事既に往ぬる故に消といふ、息は言の來るなり、求むる處なからしむ、故に息といふと、然ば消息、往來只同事なり、又消息の二字をありさまとよむは、其書きたる文の心なり、（擡囊抄）消息とは、書札のことなり、人の安否如何と案じ、又用事をも先の人に言はずして心の內安からぬを、書狀をつかはして人の安否をも聞き、又用事をも達して、心中の物思ひを消し息むる心なり、（貞丈雜記）

染筠（せんきん）の涙（なんだ）

萬葉集卷五、山上憶良の歌の序文に、染筠の涙逾々落つと、博物志にいふ、舜の娥皇女英の二人、舜を慕ひ其涙にて竹を染めたりと、紫竹を忌むは昔より云ひ來れり、擡囊抄にいはく、娥皇女英の二女、舜帝崩御の後、湘浦の南蒼梧の野に納めければ、二人の后常に行き湘浦の岸に立ちて泣きたる涙、竹にかかりて斑（まだら）に染まりけり、後に生ひ出てたるも湘浦の竹は皆斑なり、此竹珍らしき故に移しも植えて世に弘まれるなり、昔しなき人を戀ふる涙に染まりし故に、此竹を忌むなりと、

先聖先師（せんせいせんし）

先聖は孔子、先師は顏回をいふ、昔は周公を先聖といひ、孔子を先師といひしも、唐の太宗貞觀二年に改めて、孔子顏回をいふことゝなれり、

芹（せり）つみし昔（むかし）の人（ひと）

古歌にいふ、芹つみし昔の人の我ことや心に物はかはらさりけり、顯昭云ふ、

芹つみし昔の人とは、家々の膸腦にさま〴〵に云ひたれど、慥かなる證文も見えず、尙獻芹といふ本文こそさこそと聞え侍りし、文選に嵇叔夜、山巨源と交を絕の書にいはく、野人快く背を炙て芹子を弄するものあり、之を至尊に獻せんと欲すと、注に李善が曰ふ、列氏にいふ、宋國に田父あり、濕贇を衣て僅に以て冬を過して、春の東作に暨び、自ら日に曝し、爾の時に當て、廣夏澳室綿纊狐狢あるを知らず、其妻を顧て曰はく、日の暄を負ふ人知るものなし、以て吾君に獻せば將に重賞あらんとすと、里の富室之に告げて曰はく、昔人戎蕣甘枲莖芹萍子を美とするものあり、鄕豪に對して之を稱す、鄕豪取て嘗む、口を螫し腹を慘む、衆之を哂ふと、是れは野人の愚なる心を以て芹の如きつまらぬものを、甘いものと思ひて之を獻せんとすることをいふなり、綺語抄にいふ、昔あさましかりし賤のおのこの、殿原の南庭にて掃除などせしに、思ひがけず御簾を風の吹上げたりけるに、いつき娘のせりを食ひてありけるを見て、人知

れずわりなく志ありて思へどもかひなかりけり、人知れず、召し丶芹をつみありきけれども、此生更に心にかなはずしてやみにけり、それをかくよみたるなりと、(袖中抄)案ずるに芹つみしといふこと、更科日記、枕草紙等に見えたり、要するに是には二樣の意味ありて、一は文選列氏等の意、一は綺語抄の意なるべし、

禪閤

大閤の部を見るべし、一條禪閤とは兼良公のことなり、當時の例、父に繼ぎて其子關白となるときは隱居したる父を太閤といひ、大閤佛に歸すれば禪閤といふなり、

踐祚

後院にいふ、神祇令に、凡そ踐祚の日と、義解にいふ、謂ふは天子即位、之を踐祚といふと、祚は福なり、位なり、上古踐祚といふは、即ち即位のことにて、

兩名差別なし、後代には太子、先帝の讓をうけて、大極殿に出て、即位を群臣萬民に告げ知らせ玉はざるの間を踐祚といひ、大極殿に出て、即位を告げ知らせ玉ふ禮を即位といふて、差別あるが如しと、按ずるに、踐祚は主上俄に崩御せられて、新帝俄に位に登らるゝ時、又は即位の禮を行ふには多額の費用を要するものなれば、皇室衰へて即位の禮の費用を辨ずること能はざる時には、單に踐祚と申し奉るものならん、

攝家

一條、二條、公衞、九條、鷹司、之を五攝家といふ共に藤原氏にして攝政關白を以て前途となす、幼帝女帝の如きは、代はりて天下を攝し治むる家系なり、

節會

元日の節會、七日白馬の節會、十六日踏歌の節會（皆正月なり）十一月豐明の節會をいふ、節日の集會にて、其日朝庭より饌を玉ふ儀式なり、

旋頭歌

橘本直香の旋頭歌解にいふ、我國の歌には、短歌の外に五つがひ、七つがひにうたひしも、定まれる柏子とももありとおぼしくて、一方ならずいとさまざまなる中に、旋頭歌てふ一種の雅ひ言あり、こはもと片歌もて問ひ答へせるすがたよりうつりしにて、かのあまつちとうましとと、などさけるとめと問ひたまふるに答へて、をとめにたゞにあはんと吾がさけるとめといひ、にひばりつくばと問ひたまへるに、かゝなへてと答へまつりし類ひ、十あまり七ことを三すかひすがひたるをもて、問ひもし答へもせしからに、夫を後に片歌ともしもいひけんを、其間ひ答への二た歌を一つに合せて歌へるを旋頭歌とはいひしなり、かゝれば其片歌になぞらへて、下の意を上にめぐらすと、問ひ答へのさまにうたへるが、此しらべの本つ心にて、豐浦の宮の天皇が、すゝごりがかみしみきにわれるひにけり、こゝなぐしるぐしにわれるひにけり、（須々許里は人の名、

かみしは醸せしの意、こゝなぐしは事和酒（ことなぐし）、ゑぐしは悪酒（ゑぐし）なり、）とうたはれ玉ひしぞ、かみをめぐらすてふ歌のはじめなりける、又問答のすがたなるは下に擧げたる歌の中に是れかれあるもてさとるべし、凡そ此旋頭歌のさだは古くせとうかといひ傳へたるは、先づ五言にいひ起して、次を七言七言とつらぬき、また立かへりてはじめの如く、五七七とつらぬるを以て、即ち頭をめぐらし本を混うとは名付けしなるべし、彼の片歌を二重合はせて三句づゝに、首句の立かへるを頭を旋らすといひ、下を同語して並ぶるを以て、本をまじふとはいへるなるべし、後には此句を混えざるもあれど、猶古風の歌には前の如くに歌へるなり、其後は幾分か風かはりて、たゞにつゞくる一ふしも出來しにて、あがれる世の意にはそむけたるやうにもなりて、旋頭歌は只何れにても、十まり七言の三つかひを二つ重ぬる物の如くなりて、古今集以後はまねぶもの少なくなれりと、つまり五七七と五七七とをつらぬるをいふなり、

攝政（せつしやう）

支那より始まれり、堯の時舜を擧げて攝政とす、之は天子の幼少なる時の例にあらず、周の成王位に即く、叔父周公政を攝す、之れ攝政の始なり、日本にては仲哀天皇崩じて、皇后攝政し幼主を助け攝政と稱すること六十餘年、然れども是れ攝政の正例にあらず、淸和天皇幼にして位に即き、外祖父藤原忠仁公、文德帝の遺詔によりて攝政す、之れ人臣の攝政せし始めなり、要するに攝政とは幼主の時天下を總理する大臣をいふなり、關白とは異れり、

是定（ぜぢやう）

昔は藤原氏に限らず、凡て同姓の中にあるものは、凡て氏上といふものありて、其姓々の一族を統率して朝庭に仕へたるものなり、之は宣下の官とて天子より除目の時に、普通除官せらるゝものとは異りて、別に宣旨を下して任ぜらるゝなり、天武紀十年九月詔して曰はく、凡そ諸氏、氏上未だ定まらざるものは、

各氏上を定めて、理官に申送せよと、是の氏上は即ち是定なり、其後氏上の權力衰へたるも、藤原氏、源氏の如き、猶其勢を有して、遂に氏の長者といふ名目を生せり、是定とは橋氏には大臣となる人なきに至り、藤原氏代はり是定といふことをなし、以て橋氏の人々の官位昇進の世話を爲すことにいへるとの説は不可なり、何れの氏にもいふことにして、源平藤橘等の人々、毎年爵を給はる時其事を取扱ふものは、氏の長者なり、然るに橋氏は其權力衰へて、氏の長者なきに至り、藤原氏にて行ふやうになれり、左大臣賴通、橋氏の是定を司りたることあり、其後九條家にて橋氏の是定を取扱ひ、橋氏の人々は九條家に隷屬することゝなれり、國語の注に氏上は是定に同じ、氏是同音のみと之を以て見るべし、

宣旨書（せんじがき）

宣旨のこと前に云へり、つまり主上の御言葉を內侍などの書くものをいふなり、

仰せ書きといふが如し、天子に限らず、皇后、皇太子、院などの仰せらるゝことは、皆女官の代筆することなり、故に轉じては代筆の意にも用ゐたり、源氏物語明石の巻に、又の日、宣旨書きは見知らずなんとて云々と、之れ源氏の君が明石の上といふ婦人に文をやりたるに、明石の上は返事をせずしてありければ、明石の上の父代はりて源氏の君に返事をやりければ、源氏の君より斯く申し奉りしにて、代筆などは吾は知らず、今迄婦人より代筆の手紙を得しことは知らずと申したるなり、

せみの小川（をがは）

無名抄に云ふ、光行賀茂の社の歌合とてし侍りし時、予月の歌に、いしかはやせみのおかはの清ければ月も流れをたづねてぞ見む、とよみたりしを、判者師光入道、かゝる川やあるとてまけになり侍りき、思ふ所ありてよみて侍りしかどかくなりにしかば、いぶかしく覺え侍りし程に、そのたびの判すべて心得ぬ

事多かりとて、又あらためて顯昭法師に判せさせ侍りし時、この歌の處を判じて曰く、いしかは、せみのをがは、いともききおよび侍らず、但しおかしくつゞけたり、かゝる河などの侍るにや、所のものにたづねてさだむべしとて、ことを切らず、のちに顯昭にあひたりしとき、このことかたりいでゝ、これはかも河の實名なり、當社緣記に侍りと申しゝかば、おどろきて、かしこくぞおもひて難せず侍りけると申しゝ程に、隆信朝臣この河をよむ、又顯昭法師、左大將の家の百首のときこれをよむ、又新古今を撰ばれたるとき、此歌入れられたりと、

○そ之部

祖庸調（そようてう）

租は田稅なり、調は桑、蠶、茶、菓等の副物の稅なり、庸は田地を所有するものは、官の爲めに人夫に使はるゝものにて、之を品物を以て代りとして納むるなり、庸の米、庸の綿、庸の布などいふものあるなり、

則闕の官（そくけつのくわん）

太政大臣をいふなり、太政大臣は、職員令に、一人に師範し、四海に儀型たり、其人なくんば、則ち闕くといへる文ある故にいふなり、

僧綱（そうかう）

僧正、僧都、律師、法印、法眼、法橋、之を僧綱といふ、僧位のなきものは凡僧なり、

訴訟

今日の裁判上の詞とは異れり、位を上げて貰はん爲の申文なり、一同揃ふて訴へ願ふ故に訴訟といふなり、又國史には裁判上の訴訟の意もあり、

束帶

冠をかぶり、單、下襲、袍を重ね、其上に袍を着し、裾を付け、赤大口の上に、表袴を着し、石帶にて裝束をかため、襪をはき、靴の沓又は淺沓をはき、笏を持つをいふ、武官は平緒にて太刀を佩くなり、猶衣冠の部を參照すべし、

染紙

齋宮式忌詞に、經を染紙と稱すと、徒然草、齋宮の野ノ宮におはします云々、經佛などいみてなかご、そめがみなどいふと、儀式帳に、志目賀彌と記せしは、しめかみともよむべし、之れ佛經をいふ、黃卷朱軸など云ふ意なり、般若の料紙をきはだの紙とよめること、著聞集に見えたり、染紙は加賀より出づ、古歌

に、心をはよしなき色にそめがみのうたて拂はで塵つもるらん、之は倭名抄にいふ色紙のことなるべし、(和訓栞)

即位

天子天位に即かるゝ事をいふ、猶踐祚の部を見るべし、

卒都婆

梵語なり、和訓栞にいふ、下乘のそとばといふは、山下にあるをいひ、山上にあるを退凡といふなり、笠卒都婆といふこと東鑑に見えたり、こは今いふ制札なるにや、卒都婆は梵語、或は方墳或は高顯と釋す、大日の三摩耶形なり、秘藏經に、漢家省略して卒堵婆をよんで塔といふと見えたりと、

○た之部

檀紙（だんし）

大高檀紙と小高檀紙とあり、大高檀紙は白く厚くして皺の高き紙なり、小高檀紙は皺の少さき白く厚き紙なり、所謂みちのく紙是なり、檀（まゆみ）といふ木は奥州に澤山ありし故、此木の皮をむきて造れるなり、諸國より出づれども奥州より多く出たる故、みちのくに紙とも云ふ、但し今は出でず、

大床子の御膳（だいしやうじのごぜん）

昔の飯は水にて炊きたるものにて、今の所謂粥なり、粥は朝餉（あさがれい）の時に主上の召上らるゝなり、即ち昔の粥は今日の御膳なり、大床子の御膳は、晝の御膳にて臣下の陪膳をする儀式ばりたる御膳なり、此御膳は米を蒸したるものにて、今の強飯のごとし、昔は二食なりしなり、朝八時頃と午後二三時頃とに食せしなり、此外又夜食菓物などの間食（あいだたひ）をせり、昔の人は少食にて、大床子の御膳といひても、汁物類と、乾物類、又海布の類を食し、生肉は食せず、汁辛類は食したり、

大閤（たいかう）

關白の父をいふ、法體なれば禪閤といふ、是れ大閤と號するは宣下ありしなり、後の照念院殿裝束抄に、大閤拜賀のことあり、去れば宣下ありし事知るべし、官職難儀にいふ、大閤とは、御息に關白を持申されたる時申すなり、御出家あれば禪閤といふ、多々羅問答にいふ、世に押しなべて攝關などの外は稱しかたしと、（貞丈雜記）然し此れ俗說なり、太政大臣を大閤といひ、左大臣を左大閤といひ、右大臣を右大閤といふ、古は現在の太政大臣をいへり、

大刀契（だいとりかい）

是は宮中にては、神鏡の次に尊嚴したるものなり、本は太刀と契と二つなりし

が、之を一緒に箱に入れたるより、太刀契といふに至れり、太刀は大將を命ずる時に授けしものにて、長さ三尺乃至二尺なり、其中に銘のある劍もあり、北斗左青龍、右白虎、といふ銘あるものあり、之は猶此外に脫字ありたるならん、上古たけみかづちの神が、國向けの矛を持ち來れるよりならん、其後何時か支那に倣ふて節といふ刀を用ゐたり、支那の節は旄牛の尾を飾りとせり、契は魚の形をしたるものにて、關契のごとし、之も支那より起れり、此等は建武の際に亡びたり、契の長さは各二寸許りありて、五十枚か三十枚ありしなり、

瀧口

字多天皇の時能く射るものをして、御所の邊に侯せしめたり、其所は御所の御溝水の落ち込みて聚る處なるより瀧口と號し、其所に侯する武士を瀧口の侍と稱するなり、六位の侍、武勇あるもの此官に補せられ、而して昇殿をば許されざるなり、

高階の氏文

奈良朝の散文としては、實に立派なるものなり、是は高階氏の系圖の一斑を書きたるものなり、高階といふは、景行天皇の時、天皇に從て東國へ行きし時、天皇の御料理を司る役となれり、夫より其子孫代々膳夫臣となつて、朝庭に奉仕せしが、延暦十一年に至り、安曇氏といふものありて、或時此二家朝庭にて坐列の班次を爭ひしが、其時に高階氏のもの、己れが祖先よりの系圖を氏文として書き上りしものなり、宣命は此高階の氏文の中にあるものが一番古いといふ說あれども、併し之は僞作ならんと云へり、

太上天皇

史記高祖本紀にありて、太上は無上なりと、索隱に皇德、帝より大なり、故に其人を太上天皇といふと、名物六帖にいふ、漢高祖六年上太皇を尊んで太上皇といふと、師古曰く、太上は極尊の稱、皇は君なり、天子の父、故に號して皇

といふ、國を預り治めず、故に帝と稱せざるなりと、案ずるに此より前始皇莊襄王を追尊して、太上皇となす、已に故事あり、後世略して上皇といふ、日本にては持統天皇脫屣したるを云ひ奉りたるが始めなりと、

太行天皇

風俗通にいふ、天子新に崩じて未だ諡あらず、故に太行天皇といふと、史記の景帝紀の注にも見えたり、通典にいふ、帝始めて登遐す、朝臣稱して太行天皇といふと、漢書にいはく、諡法に大行は大名を受け、小行は小名を受く、初め崩じて未だ諡あらず、而して嗣帝已に立つ、臣下稱する處の辭宜しく異あるべし、故に之を太行天皇といふ、其大德行あり、必ず大名を受くると云ふ、諡を稱するが如しと、

高瀨舟

三代實錄、神泉苑に舟を置かるゝ處に見えたり、和名抄に艇をよめり、艇は艇

小にして深きもの云々、和名太加世、俗に高瀨を用ゐるとあり、艇はをぶね、又はしぶねとよめり、小舟なり、一二人の乘る所なりと見えたり、東雅に、凡そ物の長短高卑をも、せの長さ短さなどいふことなり、舟の底深ければ、旁高きものなり、故にたがせ舟といひしを、世人高瀨舟などしるしぬれば、和名抄にかく注したるなりといへるは非なり、高瀨をさす舟なればたかせといひしなり、

大樹

將軍の異名なり、後漢光武帝の臣に馮異といふ大將あり、他の諸將は各功に誇りしに、馮異は功を論ずるの時に至れば、常に獨り退て樹下に避く、是より大樹將軍の號あり、

○竹の園生

漢の文帝の子孝王、梁に封でられ、其子孫竹園に住みしより云ひたる詞にして、

皇族の御事を申し奉るなり、

大饗（たいきやう）

大臣女院等の方々、毎年一月に客を招きて饗宴を開くことをいふ、始めて大臣に任ぜられたる時にも、必ず爲ることなり、其時は庇の間に於て之を行ひ、夫れより毎年の大饗は、母屋に於て之を行ふなり、其法、太政大臣なれば、左大臣を尊者（上客の事）とし、左大臣なれば右大臣を尊者とし、右大臣なれば大納言を尊者とするなり、其甘栗の使といふものをたて〳〵、丹波の國の栗を饗應の料に召され、又膳部には、上客に雉子の足を盛る等のことあるなり、又二の宮の大饗とは、東宮、中宮にて、群臣を饗するなり、榮花物語若枝の卷にいふ、万壽二年正月枇杷殿、（妍子にして三條院の后上東門院の妹なり）今年大饗せさせんとて急がせ玉ふ、關白の大饗は二十日なるべし、この宮のは廿三日と定めさせ玉ふとあり、

大嘗會（だいじやうゑ）

十一月に行ふ神事なり、天皇御位に即かせ玉ひたる年に、天神地祇に供物を奉り祭らるゝ式をいふ、悠基主基として丁寧なる儀式あり、

高御座（たかみくら）

日本紀に、尊位又壇の字をよめり、内裡式、元正朝賀に御座を大極に設け、高座をしき、錦を以てすと見え、今其體相をなせしは延喜内藏寮式、内匠寮式等にくはし、始は御即位の時のみならず、晝夜ともに紫震殿の中央にかざらせられたり、晝も御休息に入御なりしこともありと、草子に見えたり、其形狀は、鳳輦と同樣のものなり、大殿祭（おほとのほがい）の祝詞に、天津高御座と見え、又光明皇后を皇后に立つる時の詔に、すめら吾高御座にゐましてよりといへり、要するに高御座とは、高く壇を築きて、天子の御著座になるゝ、大極殿の中の龍尾段の中なる高座をいひ、隨て天位に登らるゝことをも、高御座にゐますといふなり、

帶刀（たてはき）

日本紀に太刀佩と見えたり、古今集にもたちはきと見えたり、太刀ははくといふなり、太刀をさす、太刀をつけるなどいふは雅言にあらず、帶刀は東宮を守衛し奉る武士のことなり、主上の禁中を守衛する武士を瀧口と稱し、上皇法皇の御所を守衛するを北面と稱し、東宮のを帶刀と稱するなり、

斷腸（だんちやう）

虱雅翼にいふ、猿よく啼く、啼くこと數聲にして、即ち衆猿叫嘯騰擲して相和す、其音凄として肝脾に入る、韻、宮商を含む、故に巴峽の諺に曰はく、巴東の三峽巫峽長し、哀猿三聲人腸を斷ずと、斷猿、斷腸のこと、國文に多く引けり、方丈記にも、猿の聲に袖を沾すと見えたり、

檀那（だんな）

梵語なり、布施と譯す、釋氏要覽に、梵語陀那鉢底の略なり、唐に施主といふ、僧より喜惠する人を稱する語なり、今は專ら主人を稱し、他人を尊敬し、又商

人顧客をいふは、意の轉じたるものなり、又檀越ともいへり、

臺盤所（だいばんどころ）

清涼殿の中にありて、臺盤三脚あり、西洋料理の盤の如きものにて、大床子の形の如し、端は黑塗にて、中は朱塗にて、脚は一處にくびれ居り、高さは座して食事をするに適す、大臣之に座するなり、臺盤の下に布の切れを以て敷き、晝の宿直のものと、夜の宿直のものとが、之に就て食事をするなり、臺盤三脚の長さは、何れも八尺にて、横長なり、一脚に八九人就くことを得べし、

瀧口の弓（たきぐちのゆみ）ならし

殿上の名對面はて、瀧口のとのゐまうしあるべきさまなり　源氏夕顔にいふ、かう申すは瀧口なれば、ゆづるつきづきしく打ちならしてとあり、河海抄にいふ、亥一剋侍臣之を奏す、次に瀧口の武士名對面のことありと、之は瀧口の武士が夜警を爲すため、弓絃をぶんぶん打ちならして夜鬼を退治するなり、此時

名對面のことあるなり、

○ち之部

中宮(ちうぐう)

屋の奥の眞中に居る故に云ふ名にて、職原抄に中宮は即ち皇后なりとあるを以て知るべし、然るに一條天皇の御時に至り、始めて公然中宮と申すもの出來りて、皇后と相次ぐに至れり、即ち中ノ關白道隆の女定子、皇后に立ち玉ひ、道長の女彰子、中宮に立ち玉ひしなり、後に至りては、或る時代には中宮、皇后並び御座することあり、或時代には皇后を立てずして、中宮のみのこともありしなり、

重寄(ちうき)

よせ重いといふことにて、あちらこちらより人の尊敬を受くることなり、職原抄にいふ、誠に一方の重寄なり云々の文あり、之は國司をほめて、國司の任は

一地方の重き寄せに當ることを云ひしなり、又反對に人望少なきことをばよせなしといふなり、源氏桐壺の巻、無品親王の外戚のよせなきにてはたゞよはさむとあり、

着駄の政

延喜式囚獄司式にいふ、凡そ罪人は、罪の輕罪に隨ひ、鈦若くは盤枷を着けよ、其駄、或は四人、或三人を連となし、暮に至て擔を着け、明旦は脱して之を役すと、之は五月に罪人を吟味して、輕罪の者に足に鎖を付けて役する事なり、後には腰縄にて役することゝなれり、着駄の政とは、即ち足に鎖を付けて使役する罪人を取しらべて、制法に當はめる政をいふなり、

中臈

女官の號なり、内侍の中、掌侍丈けは中臈の中にても織物の類を着ざるなり、此中臈は、昔は命婦と號し、侍臣の女以下のもの〻中にて任ずるなり 諸大夫、

醫陰陽道等、猶中臈と稱す、凡そ一切の者多くは中臈の品なり、

勅書

尋常の小事を勅といふ、太政大臣に隨身兵仗を賜ふ時、又は何某に祿を與ふる時、又は皇子を臣下になし姓を給ふ時などに下す處の者なり、此場合には、主上御書日のこともあり、又なきこともあるなり、此勅は天子の御言葉にて、みことのりには相違なきも、ちよくと音にてよむべし、勅なればいともかしこし

鶯の宿

はと問はゞ如何答へん、(紀の貫之の女の歌)勅なれば髪もきりもしそりもせんきよき心はかみぞしるらむ、(岩倉具視の歌)の如き、皆勅の字を音讀せるなり、

長奉送紙

伊勢の齋宮を送る使なり、齋宮出立の時伊勢迄送る使にして、中納言參議の中、一人之に當てらる、齋宮は主上の御代理として行くものにて、再び歸り來るを

忌むことなり、故に永久に送り奉るといふ勅使が隨行するなり、源氏賢木の卷に見ゆ、

地下人

貴賤に係らず、昇殿の免許を蒙らざるもの、稱なり、通例四位五位のものは昇殿を許さるれども、六位藏人も許さるゝなり、昔左大臣在衡公は中納言たりし時、初めて昇殿の沙汰ありしといふ、兵範記に、仁安三年十二月二十六日、賀茂臨時祭に、左中將知盛、右中將泰通、以下六人地下人なるに依て參內せずと見えたり、

鎭懷石の歌

山上憶良が、建部牛麿の云へる事を聞きて作れる歌にて、萬葉集に見えたり、鎭壞石は、筑前國にあり、大なるものは長さ一尺二寸、小なるものは長さ一尺一寸なり、深江驛を去ること二十里許にありて、公私の往來に馬より下りて此石に拜跪せざるなし、古老相傳へて曰はく、往昔息長足日女命、新羅國を征討するの時、玆の兩石を用ゐ御袖の中に挿着して鎭壞となし、之を祈て曰はく、事竟へて還らん日、此土に產まんといひて、征伐して還りて御產せられたるにて、其石怡土郡にありといふ、

朝覲行幸

公事根源、西宮抄、增鏡、其他諸書に多く見えたり、周禮に、春日に朝し、秋日に覲すとあり、支那にては、諸侯が天子に謁見することをいへり、我國にては、嵯峨天皇の大同四年八月に、朝覲の儀始まれり、周禮の儀は、諸侯天子に謁見することをいへども、其後漢時代には天子、父君へ謁見することをいへり、朝覲行幸とは、天子年の始めに上皇幷びに母后の宮に行幸なることなり、東宮の朝覲のことは、周の文王の世子たりし時、王季に朝すること、日に三度など禮記に見えたり、日本にては、元正天皇養老三年正月に、大極殿に出御なりて、

東宮參內せしを始めとすべきか、

仲春に弓を射る

禮記月令に、仲春の月、帶ぶるに弓韣なり を以てし、授くるに弓矢を以てし、高禖の前に於てすと、禖とは天子子を求むる爲めに祭りをする名なり、日本にても此等によりて、正月に天子弓場殿に臨みて弓を御覽ぜらるゝなり、

竹葉の酒

煎燈新話にいふ、緣豆を以て造る酒は青し、故に竹葉といふと、文選七命の註に、竹葉は酒なりと、本草綱目二十五に、竹葉の酒は諸の風熱病を治し、心を清し、意を暢ぶと、又いふ之は淡竹の葉を酒に釀して飮むなりと、搔囊抄にいふ、百詠の註に曰はく、宜城より竹葉を出すと、竹の葉の露たまり酒となる故に、竹葉といふと、又或說には、昔漢朝に劉石といふものあり、繼母我子には能く飯を食はせ、孤子には糟糠の飯を與へたり、劉石之を食ふことを得ずして、

家近き所に木の股の有りけるに棄置けり、自然雨水積み落ちて漸く亂れて、後芳ばしかりければ、劉石之を試むるに、其味妙なり、仍て竹の葉を折て、指にて覆ひ、其心を以て酒を造て、國王に獻せしかば、味比ひなくして褒美に預り、家富みけり、依て酒を竹葉といふと、

重陽

九月九日をいふ、菊花の宴のある日なり、陰陽家の說には、一三五七九を陽數といふ、二四六八十を陰數といふ、陽は物を生じ成長せしむる氣なり、九月九日は陽數の九の字二字重なる故に、重陽といふなり、

陣の座

節會、神事、官位等の公事には、上卿此座にてそのことを取行はるゝなり、着陣といふは、公卿觸穢などの時、淸くなりて後、わざ〳〵陣の座に着きかへらるゝなり、着陣なき內は、上卿を務むることなきを以てなり、左を左伏とし、

右を右伏とす、左近の陣の座は、月花門の内にあり、右近の陣の座は、月花門の外にあり、唐の制、殿下の兵衞を伏といふなり、(和訓栞)按ずるに、陣とは、大臣公卿列座して事を評議して行ふことなり、大鏡に、基經公、光孝天皇を帝位に即かしめ玉ふ時に、陣の座にて取りさだめたることと見えたり、

勅授帶劍

安齋叢書にいふ、東鑑卷十、又勅授の事同じく宣下せらるべし云々、此處の勅授は、勅授帶劍のことなり、大納言は、文官なる故帶劍はならぬなり、文官の人も帶劍をゆるさるゝを、勅授帶劍といふ、それを略して勅授とばかりかくなり、文官にて帶劍をゆるさるゝを面目とするなり、太刀必ず飾り劍を用ゐるなり、卷十四に親王勅授の宣下といふも、帶劍の宣下なり、勅授帶劍を勅授とばかりかくは誤なり、

勅旨牧

八月駒牽ありて、勅旨牧より駒をひき來るなり、延喜式四十八左馬寮式に詳かなり、之は朝庭の御用にする馬を飼ふ所なり、勅旨とは天子の思召といふことなり、信濃國、甲斐國、武藏國、上野國などをば別勅を以て牧馬とし置いて、馬を貢せしむるなり、牧は馬域なり馬を牧ふに奔逸せぬやう區域を立てゝおくなり、

長恨歌

唐の伯樂天の作にして、玄宗皇帝の寵妃楊貴妃、大に玄宗に寵せられ、之れが爲めに玄宗朝政を怠り、遂に安祿山の亂あるを致す、是に於て群臣楊貴妃を斬つて以て狥せんことを請ふ、楊貴妃遂に馬嵬に斬られたり、後玄宗貴妃を忘ること能はず、長恨歌は即ち此事を叙したるものなり、樂天の長恨歌、及び琵琶行は、我朝平安の京の頃大に歡迎せられて、枕草紙、源氏物語等に片々の現るゝ事幾ヶ所といふを知らず、依て漢詩なれども、之を掲ぐることゝせり、

漢皇重色思傾國、御宇多年求不得、楊家有女初長成、養在深閨人未識、天生麗質難自棄、一朝選在君王側、回眸一笑百媚生、六宮粉黛無顏色、春寒賜浴華清池、溫泉水滑洗凝脂、侍兒扶起嬌無力、始是新承恩澤時、雲鬢花顏金步搖、芙蓉帳暖度春宵、春宵苦短日高起、從此君王不早朝、承歡侍宴無閑暇、春從春遊夜專夜、後宮佳麗三千人、三千寵愛在一身、金屋妝成嬌侍夜、玉樓宴罷醉和春、姊妹弟兄皆列土、可憐光彩生門戶、遂令天下父母心、不重生男重生女、驪宮高處入青雲、仙樂風飄處々聞、緣歌慢舞凝絲竹、盡日君王看不足、漁陽鞞鼓動地來、驚破霓裳羽衣曲、九重城闕煙塵生、千乘萬騎西南行、翠華搖々行復止、西出都門百餘里、六軍不發無奈何、宛轉蛾眉馬前死、花鈿委地無人收、翠翹金雀玉搔頭、君王掩面救不得、回看血淚相和流、黃埃散漫風蕭索、雲棧縈紆登劍閣、峨嵋山下少人行、旌旗無光日色薄、蜀江水碧蜀山青、聖主朝朝暮々情、行宮見月傷心色、夜雨聞鈴腸斷聲、天旋地轉蛇龍馭、到此躊躇不能去、馬嵬坡下泥土中、

不見玉顏空死處、」君臣相顧盡霑衣、東望都門信馬歸、」歸來池苑皆依舊、太液芙蓉未央柳、」芙蓉如面柳如眉、對此如何不淚垂、春風桃李花開夜、秋雨梧桐葉落時、」西宮南苑多秋草、宮葉滿階紅不掃、梨園弟子白髮新、椒房阿監青娥老、」夕殿螢飛思悄然、孤燈挑盡未成眠、遲々鐘鼓初長夜、耿耿星河欲曙天、」鴛鴦瓦冷霜華重、翡翠衾寒誰與共、悠々生死別經年、魂魄不曾來入夢、」臨功道士鴻都客、能以精誠致魂魄、爲感君王展轉思、遂使方士殷勤覓、」排空馭氣奔如電、升天入地求之遍、上窮碧落下黃泉、兩處茫々皆不見、」忽聞海上有仙山、山在虛無縹緲間、」樓閣玲瓏五雲起、其中綽約多仙子、中有一人字太眞、雪膚花貌參差是、」金闕西廂叩玉扃、轉教小玉報雙成、聞道漢家天子使、九華帳裏夢魂驚、」攬衣推枕起徘徊、珠箔銀屏邐迤開、雲鬢半偏新睡覺、花冠不整下堂來、」風吹仙袂飄々擧、猶似霓裳羽衣舞、玉容寂寞淚闌干、梨花一枝春帶雨、含情凝睇謝君王、一別音容兩渺茫、昭陽殿裏恩愛絕、蓬萊宮中日月長、」回頭下望人寰處、不見長安見塵霧、

唯將舊物表深情、鈿合金釵寄將去、」釵留一股合一扇、釵擘黃金合分鈿、但敎心似金鈿堅、天上人間會相見、臨別殷勤重寄詞、詞中有誓兩心知、七月七日長生殿、夜半無人私語時、在天願作比翼鳥、在地願爲連理枝、天長地久有時盡、此恨綿綿無絕期、

中書王

唐制によれば、尙書省、門下省、中書省の三省は、國家の樞機を司る處たり、我朝亦之に准して、中務省は唐の中書省に中れるを以て、親王の中務卿に任せられたるものを中書王と云ひしなり、而して中書王と云ふに二人あり、先の中書王とは、中務卿兼明親王を云ふ、親王は醍醐天皇の皇子にして、村上天皇の弟なり、始め姓源氏を賜はり、後親王となる、有名なる菟裘の賦は此親王の作る處なり、又後の中書王と言ふは、村上天皇の皇子にして、圓融天皇の弟なり、此二親王博學秀才にして、能く詩文を屬す、稱して前の中書王、後の中書王と云ひ奉りしなり、

除目

除は官に除するをいふ、目は官目なり、群臣大勢を一度に官に拜する儀式なり、春の除目を縣召の除目といふ、召は除すの借訓にて官に拜するを云ふ、秋のを京官の除目といふ、諸司の官を除する故に司召といふ、又小除目ともいふものあり、臨時に行ふものにて、一名臨時の除目ともいふ、

○つ之部

月の桂

本草綱目にいふ、月桂は小兒の月蝕瘡を治すと、時珍曰はく、吳剛月の桂を伐るの說、唐の小說より起る、月の桂、子を落すの說、武后の時より起る、唐書にいふ、月の桂の子台州に降ることあり、宋の仁宗帝の時、杭州の靈雲寺に、月の桂の子降ること雨のごとし、拾ひて以て進呈すと、然れども之れ妄說なり、中華には桂は南方に多く之有り、本邦には希に之有り、故に日本に未だ桂子の多く降りたるを聞かず、風雲誘引して下るのみと、（和漢三才圖會）酉陽雜俎にいふ、月中の桂、高さ五百丈、下一人あり常に之を斫ると、土佐日記に、水底の月の上よりこぐ舟の掉にさはるは桂なるべし、とあり

つかさかうぶり

つかさは年官のことにて、かぶりは年爵のことなり、三宮准三宮の方には、爵は從五位下、官は國司の祿に當る丈けの俸祿を給ふなり、官位に就ては位田あり、職に就ては職田あるをいふ、又單に五位に叙せられ、官に任せらるゝことをもいふなり、

壺切の劍

之は傳來によると、漢の張良の劍なりといひ、或は忠仁公のものといひ、或は昭宣公のものとも種々の說あり、代々東宮に立たれし皇子に送る事となれり、其始は延喜の時に、東宮に傳へられたるより、起れり、壺切の劍は、海浦の卷繪龜の如き貝を摺りたるものなり、其つかは蒔繪にて、赤の滑革、鞘は海浦の模樣あり、後冷泉天皇の康平二年に火災にかゝり、後三條天皇の治曆四年にも燒けたり、只今のものは昔のものなるか、

追儺

十二月三十日に、鬼やらひすることをいふ、元慶雲三年十二月に始まりたり、是れはこの年天下に、百姓多く疫癘にて惱されけるによりて、その十二月に惡神を拂ふ爲めに行はれしなり、元は支那より始まりたることは論語にも、鄕人の儺に云々の文あり、日本にても禁中より事起りて如何なる家にまで行はるゝなり、徒草紙にいふ、追儺より四方拜に繼ぐこそおもしろけれとあり、

壺裝束

古の女歩行きて他に出づるに、壺裝束したり、よき人のかちあるきはなかりしが、中古より是あるにや、其姿は垂れたる髪を小袖に着こめて、兩のつまをつぼをり、前にはさみて、市女笠といふものをかぶるなり、猿樂の女のごとしといふ、

釣殿

貴人の御殿の中にあるものにて、夏日納涼の爲にもし、專ら魚を釣るべき處に設けたるなり、古書に多く見ゆ、廊をつゞけて、池水の上に四方なる家を造る、又泉殿といふも大やう同じことなり、（喜遊笑覽）

妻戸

主殿にある戸なり、兩戸へ開らく舞戸なり、外の方へ開くなり、緣につぼを付けて、開きたる妻戸の下の方にあるかけがねをかけ置くなり、之を猿つなぎといふ、之は扉を風にあをらせまじき爲なり、（貞丈雜記）

つくしごと

箏のことなり、宇多帝の時、筑紫の石川の色子といふ命婦、彥山にて唐人に習ひ妙術ありて名を得たりと云へり、近世の傳へも、寬文の頃筑後の國、善通寺の僧法水よりのことなりといへり、是小曲を彈ずるものにして、樂箏と異るなり、明月記に箏長さ六尺三寸とあり、（和訓栞）

つるのはやし

釋迦入滅の日なり、二月十五日なり、猶鶴林の部を見るべし、

つぼのいしぶみ

陸奥國多賀城に、神龜元年に、大野ノ朝臣東人之を立て、天平寶字年中修造する所の碑なり、つぼといふは、此處に人夫を量るつぼありて、沙陣法、御坪、遠侍などの名あり、風土記に、陸奥國宮城郡坪の碑、鴻の池にあり、故の鎮守府門の碑たり、惠美朝獦之を立つ、見雲ノ眞人清書するなり、異域本邦の行程を記し、旅人をして途を迷はざらしむるなりと見えたり、新古今集頼朝公、

みちのくのいはてしのぶはえぞしらぬかきつくしてよつぼのいしぶみ、と磐手信夫は、郡の名、蝦夷は近し、東人は紀職大夫黒安の子なり、朝獦は大師惠美押勝の子なり、（和訓栞）

つくも髪

袖中抄にいふ、伊勢物語に、もゝとせに一ととせたらぬつくも髪われを戀ふらし面かげに見ゆ、奥儀抄にいふ、之れは年老いたる女を相知れりけるに、久しく行かざりければ、女戀しとや思ひけん、男の家に至りて垣間けるを、男ほのかに見てよみけるなり、もゝとせに一ととせたらずとは、九十九といふことなり、顯昭いふつくも髪といふは、つくもといふ海藻なり、江浦草とかけり、髪のわろきにたとふるなり、もゝとせといはんは、ひたふるなれば、もゝとせにひとゝせたらぬとは、九十九年といひて百年にせめたる心をあらはすなりとあり、九十九とかきて、つくもとよむは此歌より出しなり、

月次祭

是は六月十一日の晝の儀式なり、三百四座の神に幣物を奉るなり、昔は毎月祭りたる故、目次祭といふ、後には六月と十二月と二季につゞめたるなり、伊勢にては今日にても、六月十七日に行ふといへり、

土殿

倚廬の御所の如きものをいふ、昔は喪にこもるには、土間に草をしきて居たるなり、中世に至り、板敷床など粗末なるものを造りて、こゝにこもれり、榮花物語嶺の月、三條院の皇后絨子の崩せられし條に、西の廊渡殿などの板敷をろして、院宮々おはします可き方々皆入らせ給ひぬと、これ喪にこもれることをいへるなり、

〇て之部

手車の宣旨

手車は、輦車とて宮門内を手に持ちて、肩より紐をかけて引く車なり、二位三位以上の人、勅許を得て乘用するものなり、日本外史に、清盛に隨身兵仗を給ひ、輦車宮に入るを許すとある是なり、榮花物語、花山帝の女御祇子病氣の條に、御手車引き出てゝまかでさせ玉ふまで出居させ玉へりと、又源氏物語桐壺の更衣の病の條に、手輿の宣旨などの給はせても云々、之の二者は病體故、手輦勅許ほどの身分ならざる女御更衣に勅許したるなり、何れも特別の待遇の場合に勅許になるなり、

殿上人

四位五位の官人にして、昇殿を許されたるものをいふ、四位五位乃至三位とて

も、強ち昇殿を許さるゝと定れるにあらず、昔は大納言にても地下の者ありしなり、仙籍を許さるゝといふも此事なり、仙籍とは昇殿を許されたるものは、日給の簡といふものありて、殿上人の姓名を書き付けてあるをいふなり、院には院の殿上人あり、皇后宮には皇后宮の殿上人あり、單に殿上人といふ時は、清涼殿に昇ることをいふなり、故に天子の代かはらるゝ時は殿上人も代はるなり、其員數は廿五人、六位の殿上人を具して三十人なり、上古は公卿十五六人の時、殿上人百人に及びしことあり、

殿上の名謁

名謁の部を見るべし

殿上の所宛

是れは古來解釋に苦めども、別に差たる事にあらず、殿上の別當を宛て定むることなり、即ち此の所は誰々が受持つことゝ、其受持つ處の役を割り當るを云ふ、而して其殿上の所宛を爲すは、左大臣と定り居るなり、殿上の別當、內藏寮の別當、陰陽寮の別當、修理職の別當、以上關白之に任す、大學寮の別當、太政大臣之に任す、木工寮の別當、左右京職の別當、以上左大臣之に任す、內匠寮の別當、右大臣之に任す、此等凡ての別當を定むるを殿上の所宛といひて、左大臣が定むる權能あるなり、

天文の密奏

凡そ國家の凶事等は、天文に現はるゝものとして、陰陽寮にて天文を伺ふて、其天變を他の役、就中中務省の如き重なる所へも示さずして、內々に主上に奏上することをいふ、陰陽寮の頭、先づ內覽の人の許に參り、執柄即ち內覽の人之を覽て、封じて寮の頭にかへせば、內裏に至りて事の由を主上に奏上するなり、之を天文の密奏といふ、大鏡に花山天皇の條に、安倍の晴明天文を夜中に見て、主上のおりさせ玉ふことを判じて參りて奏上することを記せり、

田樂（でんがく）

昔早苗を植うる時にする樂人なり、往古の田樂のさま、花樂物語に見えたり、若き女一樣に紅粉にて化粧し、齒を黑く染め、白き衣に白き笠を着て、あまた田面に下り立ちて、苗を植う、其時田主といふ男、坊尼といふ女、大かさゝせ、足駄はきて、田樂十人計り連て、田樂をなす、その田樂は、田皷といふものを腰に結付け、笛さゝらといふものを持ちて、うたう事なり、又田樂を永長の始に殿上人弄びたまひし事、古事談に見え、又鎌倉北條の末、京都の將軍の始、專ら行はれたることも、太平記に見えて、元亨建武の頃は田樂のみにて、猿樂の事は聞えざりしに、貞和五年に四條河原にて、新庄本庄の田樂をせし時、猿樂を合せて舞出せしより後は、田樂をとろへ、猿樂のみ專ら行はるゝことゝなりたり、（春湊浪語）猶猿樂の部を見るべし、

纏頭（てんたう）

古き書に見えたり、頭にまとふといふ意なり、之は下輩なる人に衣服をぬぎて與ふることなり、衣服を其者の頭にうちかけて遣はす心にて、纏頭といふなり、尤も服にあらざるものもこの心にて、引出物の事を纏頭といふ、上等の人にも、等輩の人にも、纏頭といはず、下輩の者にのみ云ふ語なり、

〇と之部

東宮

支那春秋の時より見はる、詩の衞風碩人の篇に、齊侯の妻、東宮の妹と、左傳に、齊の東宮得臣の妹とあり、春は東方の象なるによりて、又春宮ともいふ、その內傳學士は東宮の傅、東宮の學士と書きて、春宮とかくことなし、國史の表序等に、直に皇太子の傅、皇太子の學士と書きたる處あり、大夫亮進等の官人は、必ず春宮の太夫春宮の亮とかきて、東宮とかくことなし、之を坊官といふ、唐の左春坊、右春坊に準じて春宮坊とつけたるなり、又青宮と書きたるは、玉海仁安二年四月四日の條、今夜上皇、青宮相共に法住寺御所より、七條の御所へ渡り玉ふとあり、貞丈雜記にいふ、東宮、春宮、坊、儲君、太子、皆天子の御嫡子の事なりと、職原抄にいふ、東宮、春宮、其儀一なり、然れども學士之

を東官の官となし、大夫以下を坊官となす、古來斯の如しと、然らば東宮とは、直に太子を稱し奉り、春宮とは太子の御役所等を稱すとの說は誤にて、何れも同じものなり、但東宮の傅、東宮の學士、春宮の大夫、春宮の亮とかくことは一定せるなり、

東宮の女御、東宮の御息所、

眞淵翁の說は、東宮の御息所とは東宮の嫡妃をいふといひ、又東宮の女御とは東宮の妃をいふとの說あれども、宣長翁の說には、古今集に、二條の后の東宮のみやすむ所と聞えける時云々、伊勢物語に、むかし東宮の女御の御方云々、源氏物語にも同樣の文あり、皆東宮を生み奉りたる御母にましますこと、餘材抄、勢語臆斷などにいへるが如し、然るを古今集、伊勢物語なるを、淸和天皇の東宮にましましける時の御息所なりといふ注あるは、いみじきひがごとなりといへり、按ずるに此說は昔より議論のありたることなり、然し之は皇太子を

生み奉りたる御母を、御息所女御といふ場合と、皇太子の御妃を、御息所女御といふ説と、兩存することとして解せざれば、國史を讀む上に牴觸を生ずる如く思へり、果して如何か、

頭ノ辨

頭は藏人ノ頭をいふ、此藏人ノ頭の人が辨官を兼ぬるものを稱していふなり、辨官とは、左右の大辨、左右の中辨、左右の少辨をいふ、

頭ノ中將

頭は藏人ノ頭をいふ、此官の人が、左右近衛の中將を兼ぬるものをいふ、

得選

采女の上首をいふ、江次第抄にいふ、得選は御厨子所の女官なり、采女の中に於て其人を選びて用ゐる故に、得選といふと、

刀自

女孺の中より命ずるものにて、宮中の女官の稱なり、又女官の意に用ゐず、只單に老女の稱として用ゐることあり、箋註和名抄によれば、婦人の家事を幹するものを謂ふにて、老女の稱にあらずといへり、擁書漫筆にいふ、錦門村田春海人傑を出す多からずと爲さず、白衣に郁子園の寛光あり、禿に泊湘舍の濱臣、本間遊清あり、處女に當勢子の刀自ありと、然らば單に婦人の稱なること明なり、

所あらはし

平安朝前後時代の習俗にて、婚姻の後、二三日を經て、聟君たる人初め　家内親戚等に對面する式を云ふなり、猶披露といふがごとし、主上が女御を迎へ玉ふ時は、矢張り處あらはしあれども、臣下とは異りて、女御を入内せしめて、二三日ありて、女御の親戚へ御對面し玉ふなり、

遠のみかど

大宰府をさす、大宰府は八省の上に付くなり、故に貴んで、みかどと云ふ、鎭

府寺をみかどと云へる例もあれば、大宰府をば早くよりみかどといひしなり、萬葉集卷五日本挽歌山上憶良の歌に、おぼぎみのとほのみかどとしらぬひつくしのくにゝ云々とあり、

とぶひの野守

古今集、其他にも見えたり、漢士に烽燧といひて邊に警あれば則ち之を擧ぐ、唐令にいふ、諸の烽を置く所、火を置く臺の上に竈を掘す、又此國にもあり、國史に天智天皇三年、對馬、壹岐、筑前等に防と烽とを置く、和銅五年正月高安の烽を廢して、始めて高見及び大和國春日の烽を置き、以て平城に通ずと、其他處々に出たり古抄にいふ、とぶひとは、萬の野毎に人を置きてありけり、其人他國の軍の來るときには、高き岡にのぼりて火をともしければ、それを見つきて次第に火をともせば、軍之をしるしにて、集りて日本をかためけり、野守とは野を預りたるをいふかと、（袖中抄）

菟裘

左傳に出づ、地名なり、隱公隱居せんとせし地故、隱居のことをいふなり、二品中書王兼明親王、才學類ひ稀にして其朝庭に意を得ざるを悲み、菟裘の賦を作る、其子中納言伊陟文盲にして、村上帝に、我父は菟の裘を斬びたりしと申上げたることあり、菟と云ふ字と裘といふ字なればさも思はれしなるべし、

菟裘の賦

前の中書王の作なり、其詞賦にいはく、

余龜山之下、聊卜幽居、欲辭官休身終老於此遽草堂之漸成、爲執政者枉被陷矣、君昏臣諂無于憩、命矣天也、後代俗士必罪吾以不遂其宿志、然僻隰欲營菟裘之地而老、爲公子翬被害、春秋之義賛成其志、以爲賢君後來君子若有知吾者、無隱之焉、因擬賈生鵩鳥賦、作菟裘賦以自廣、其詞曰、

赤奮若歲、清和之月、陟彼西山、言採其蕨、吟鵩賦而夕惕、願菟裘而朝發、昔

隱公之逢害也、誠在天之棄魯、今我之不肖也、何遭世之顚越、天其何言乎、四時行百物成、問之不言、請對以情、惟天高而地廣、上無始下無極萬物生、或生或息、風雨陶冶、寒暑廻薄、千變萬化有何常則、禍福相須、憂喜不定、榮枯同枝、歌哭同徑、下學人事、上達天命、不憂不喜其唯上聖歟、伯夷得仁而飢、彼無奈其、盜跖以壽而終、是亦若爲箕子囚繫、比干傷夷、天之與善其信未知、故柳下三黜而不悔、子仲長往而無歸、況今趙高指鹿之日、梁冀跋扈之時、虎而冠兮、匪常理之可謂鳥也鏡兮、寧彝倫之所資、夫劍戟者嫌於柔不嫌剛而摧折、梁棟者取於直不取撓而傾危、往哲舉措無有磷緇、不歡其醨、雖孤潔父誨、不容何病、可祖顏子之詞、亦夫世有治亂、時有通塞、迹有顯晦、扶桑豈無影乎、浮雲掩而乍昏、蕙蘭豈不芳乎、秋風吹而先敗、彼之卮父之一望也、歎龜山之蔽魯、靈均之五顧、繞沅湘而傷楚、欲問明訓於先賢、以鑑幽致於萬世、唐風雖移猶依稀於舊、漢德縱厭安詔諛於新、殊恨王風之不競直道之已湮、聞淫蛙而長歎悲、屈鰲之不伸、俟河清日、浮雲幾春、凡人之在世也、殆花上之露、如空中之雲、去留無常、生滅不定、散相紛、汹穆紜錯何可勝云、不語靡言便是脩名翁之病、智者默也、寧亡元氏之文、喪馬之老委倚伏於秋草、夢蝶之翁任是非於春叢、冥々之理、無適無莫、如如之義非有非空、嗟乎文王早沒、吾何之恨、已矣已矣、命之衰也、吾將入龜緒之巖隈、歸菟裘而去來、

屠蘇

惡氣惡疫を治するものとして、正月元日に用ゐる藥酒なり、此屠蘇のことに就ては種々の說あり、圖書卷の三十八に風俗志を引て曰はく、屠蘇酒は、華陀が魏ノ武帝に與へし方なり、四時纂要に曰はく、屠蘇は思邈の庵の名なり、惡鬼を屠し、人魂を蘇醒するなりと、又本草にいふ、蘇は鬼なり、惡氣を屠るの意なり、と

度牒

佛法の中國に入ることは、後漢の明帝永平八年にあり、天竺より摩騰蘭竺法護といふものを使として、佛像經卷を渡す、その事後漢書に詳かなり、その後、俗人の僧となるには、必ず公儀より切手をわたし、妄りに僧になることを許さず、是を度牒といふ、事物起源に、唐の會要を引ていふ、天寶六年五月制あり、僧尼には祠部をして牒を給せしむと、則ち僧尼の牒を給するは唐の明帝より始まるなり、又僧史略を引ていふ、度牒は南北朝より之れ有り、高僧傳に見ゆ、名籍限局必ず憑由あり、憑由は則ち今の祠部の牒なりといへり、しかれば度牒のことは、南北の比より始まりて、その後唐の玄宗時代に定まれり、祠部は禮部の下に屬して、唐の武后の時分より、僧尼を支配することを掌る、故に此官より牒を給す、之に依て祠部の牒といふ、度牒といふは、僧家に、人を僧にすることを度すといふ、其法濟度化度の義より出づ、故に僧を許す證文を度牒といふ、又度僧牒とも、剃髪牒とも、戒牒ともいふ、本朝古より僧になるには、

唐の法の如く公儀より證文をわたす度牒ありて、平人妄りに僧となることを許さず、元正天皇養老元年正月丁巳始めて僧尼に公驗を授くといへり、是れ度牒の始なり、是よりその後、世々に其法行はれて、三四百年前までも之れ有りと見えたり、いづれの比より廢絶することか詳かならず、(制度通)

刀禰（とね）

侍中群要に、散位をよめり、公事根源に、大節に刀禰召せと仰するは、刀禰は六位をいふ、六位の輩までを召せといふ意なりと見えたれど、古に刀禰といふは、五位以上をも云へる名目なり、此辭は勅のまゝなり、勅は六位以下に及ばすことなきは古今の通規なりといへり、西宮抄重陽裏書に、大節には大夫を刀禰と稱し、小節には侍從と稱す、儀式のごとしと見ゆ、されば官職ある人をば貴賤ともにいふとしるべし、祝詞式に、倭の國六の縣の刀禰男女に至るまでといひ、朝野群載に、檢非違使廳の下、刀禰職の事と見え、又刀禰職を補任する

左京職の符に、保内宜しく承知すべしと見え、李部王の記に、百官主典以上を刀彌と稱するなりと見えたり、諸の長上の官をいふ、主典以上は皆長上の官なり、刀彌は殿寢の儀、昵近の義なるべし、又蜑のとねとも里のとねとも、山のとねとも、庭訓往來に淀川尻の刀彌とも見えたり、今も信濃にては田を植うる男をいふとぞ、後世は貴賤ともに公に仕奉る事あるものを凡ていひ、里長防令などをもとねといへり、後拾遺、今昔物語も、里長をも、又西京の刀彌などいへり、防令なるべければ、人を使ふ僻なり、紫式部日記にも、わかき人たちとねあそびと書けるも、刀彌爭ひのことなるべし、（和訓栞）

舍人（とねり）

刀彌入の義なるべし、或は禁中に宿直し守護する人を總ていへば、殿寢入の義なるべしともいふ、後漢書の注にも、左右に親近するの通稱と見えたり、日本紀に、近習舍人と見え、帳內兵衞などを訓せり、親王にたまはるを帳內とし、

諸臣にたまはるを資入といふ、內舍人、大舍人、中宮春宮の舍人、近衞の舍人などあり、一書に、近衞の舍人は、近衞府の中に於て將曹、府生、番長、近衞等、皆之を近衞舍人と稱すと、或は之を隨身ともいへり、梁塵抄に、小舍人は殿上童をいふと見え、花鳥餘情に、中少將の召具する童を小舍人といふなりといへり、（和訓栞）

とものみやつこ

是には伴ノ造と、伴の御奴との二義あるなり、日本紀に、伴ノ造とかけるは、國ノ造に對していへるなり、八十伴緒の職掌ある部類を凡てをさむる任をいふなり、孝德紀に、若し憂ひ訴ふる人、伴ノ造あらば、其伴ノ造先づ勘當（かんがへ）て奏せよと、是れ伴ノ造といふ群領の長なり、又伴の御奴といふは、奥儀抄にいふ、主殿の下部は伴氏にてあるなりと、綺語抄にいふ、諸々のつかさには、とものみやつことはいふ、下部あるなり、和語抄にいふ、とものみやつことは、うちむれてみかど

につかうまつるものをいふと、和語抄の說正しからん、

棟梁の臣

本居翁は、おみむらじとものみやつこのおみと訓むべしといふ、誠に然り、武内宿禰を以て棟梁の臣としたるなり、我國にて、昔はおみの頭を大臣、むらじの頭を大連といひて、二大族ありて、臣姓の人は大臣の下に屬隷し、連姓の人は大連の下に屬隷せり、我國は族制國なる故なり、故に棟梁の臣とは、臣と連との凡ての長なりといふことなり、

豐明ノ節會

十一月中ノ辰日にあるなり、十一月新嘗祭に臨みたる官人ども、皆集りて行ふなり、今年の稻を神に奉らせ玉ひて、今日君もきこしめし、臣下にも玉うて酒宴を爲すなり、とよのあかりとは、とよはほめ詞にして、あかりは酒宴にゐひて貌の赤くなるよりいへるなり、但し日本紀には、宴の字をとよのあかりと訓みたれば、元日の節會、白馬の節會等の宴會も、皆とよのあかりなり、然れども單にとよのあかりといふ時は、十一月の節會をいふなり、

とのゐまうし

名謁の所を見るべし、

時を奏す

禁秘抄に云ふ、時を奏する事、上古陰陽寮の漏尅に隨ひて之を奏す、近代指計藏人之を仰す、丑の杭以後明日の分と爲すと、源氏奥入に云ふ、亥一剋、左近衞ノ夜行、官人初め時を奏す、子の四刻に終ふと、北村季吟云ふ、禁中に夜、時を奏する事あり、昔は陰陽寮の屬官に、漏尅博士有て、十二時の一時を四尅にわりて、漏尅を置て、守辰丁とて、其漏尅を守るものあつて、其時々に鐘鼓をうつなり、夜に入て亥の一刻より、左近衞夜行するに、官人亥の一剋のよし時を奏せしなり、丑の一剋より、右近衞夜行す、桐壺の巻に、右近のつかさのと

のゐまうしの聲きこゆるは、丑になりぬべしといへるも是なり、然るに順徳天皇の時頃は、藏人さしばからひて時を奏せしとなり、漏剋とは、銅壺に水を入れ、箭を立てて、其前に四十八剋をつけて、彼の銅壺の水のしたたりて、一のきざをあらはせば是れ一剋なり、二つあらはせば是れ二剋なり、かくて四つあらはせば一時なり、其故に子一二三四、丑一二三四など云ふなり、此漏剋の箭のきざの數、或は百剋にせし事もあれど、枕草紙などのころは、四十八剋にや、と、枕草紙に又云ふ、禁中にては、凡て四つのみぞ杭はさしけ(毛)る、子九つ丑八つなどいふことは、里ひたる處にて云ふ賤しきことなりと、

○な之部

直衣(なほし)

とのゐ裝束ともいふ、直衣とは、上直衣の略なり、冬春、公卿、浮線綾の凡紋の綾、殿上人は、無紋の紋裏は何れも平絹、色は紫、年令官の昇るに從ひて薄くして、四十ばかりには淺縹なり、其後猶淺くして、宿老は白を用ゐる、夏秋公卿は、三重襷の穀、殿上人は無文の穀、色は皆二藍、年令官位の昇るに從ひて薄くして淺縹になり、猶次第に薄くして白きに至る、二重の直衣は冬春は白き小葵の浮織、裏は紫、夏秋は三重襷の穀、色は濃二藍なり、(玉函叢說)直衣は襴有つて袍に似て、表白色、少年の人は汎(うけ)織物、其紋小葵、壯者は繚(しぐら)の白綾、紋は浮線綾の丸、夏秋は穀(こめ)薄物、紋は三重襷にして、其色、少年の人は二藍染(蒼色に赤、を帶ぶ)、其次は縹色、次第に薄く、老年に至つては則ち白きが如し、裏は皆平

絹を用ゐる、少年の人は紫色、之れ亦老に至れば則ち白きが如し、本白色直衣は天服にして、大臣以上之を用ゐる、中將と雖も勅免の人は之を著す、凡そ直衣をきれば必ず冠りす、又烏帽子を被ぶるも舊例なきにあらず、(和漢三才圖會)按ずるに官人の服に三等あり、禮服れの部、朝服ちの部、及褻の服なり、此褻の服は文官は直衣にて武官は狩衣なり、

内辨（ないべん）

大極殿の中に承明門あり、此門内のことを司るを外辨といふ、此内辨は左大辨が勤むるなり、正月朝賀の時、又は即位の式の時は、内辨が大極殿にて事を扱ふなり、

難陳（なんちん）

改元の時、臣下の者ども、改元すべき年號の字を、之は惡るい、彼は不吉なりと、非難を申上ぐることなり、之は改元すべき年號を、數多撰出させて、公卿に批評せしむることにて、此字の付きたる年號には、古來不吉の例多しなど、臣下に充分に申さしめて、不吉のなき能き年號を選むなり、明治の改元の時も難陳ありたりといふ、若し此難陳の爲めに、改元するに然るべき年號なき時は、據なく其前の度の改元の時の勘文を見て、之を年號となすなり、

内覽（ないらん）

主上に上奏する文書をも、主上より先に覽、又主上より臣下に仰せらるゝ文書をも、他の者に發表せざる前に覽ることをいふ、天文の密奏の如き、其他の文書を内々にて覽るなり、之を内覽といひて關白の職務なり、然るに又轉じては關白の候補者をもいふ、即ち大納言伊周公は内覽の宣旨を蒙れり、又道長公も關白になる前一時内覽の宣旨を蒙れり、

奈良の七大寺（ならのしちだいじ）

東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺なり、

七瀬の祓

河合、一條、土御門、近衛御門、中ノ御門、大炊ノ御門、二條ノ末なりと拾芥抄に見ゆ、皆賀茂川の下流にある名にて、此處にて毎月主上の人形を造りて、主上の御息を吹きかけて、陰陽師、呪文をとなへて川へ流すなり、

名越の祓

六月晦日の祓なり、六月なる故に六月祓ともいふなり、然るを名越しの祓といふ故は、夏秋交代の時に當れり、夏は火秋は金なり、火、金を尅すとて、火と金とは相尅す、故に夏の名を越して相尅災することを攘ふなり、故に名越の祓といふ、

中務省の被管及被接官

被管とは被官ともかきて、一つの役所ありて、其役所の管轄となりて、附屬とせらるゝ役所をいひ、被接官とは、其役所の管轄支配を受けずして、獨立の者あるなり、然れども中務省の管轄を受くるにもあらざるものをいふ、今圖示すれば左の如し、

中務省の被官
- 中宮職
- 大舍人寮
- 圖書寮
- 內藏寮
- 縫殿寮
- 陰陽寮
- 內匠寮

中務省の被接官
- 侍從
- 內記
- 監物
- 主鈴
- 典鑰

なれども、去りとて獨立程の大なる役所にもあらざれば、中務省に接せられてあるなり、

梨壺の五歌仙

和泉式部、紫式部、伊勢大輔、赤染衞門、馬內侍の五人をいふ、此人々は道長公の女、上東門院彰子に仕へて、梨壺に居たるにて、歌に秀でたるより此號の

り、梨壺は禁中五舎の一にして、清涼殿の東方にあり、本名昭陽舎といふ、其庭に梨の植えあるより梨壺と號す、

梨壺の五人

増鏡にいふ、天暦のかしこかりし御代にも一條攝政殿、未だ藏人の少將なと聞えける頃、和歌所の別當とかやにて、梨壺の五人に仰せられて、後撰集は集められけるとぞ云々、又萬葉集の古點も此五人に仰せられたるより梨壺の五人といふ、即ち梨壺にありて此事に從事したればなり、其名は清原元輔、大中臣能宣、紀時文、源順、坂上望城なり、

なだいめん

名謁の部を見るべし、

内侍宣

西宮記にいふ、藏人ノ頭以下を補すること、所の別當、上卿勅を奉じ、定文を以て藏人に給ふ、了り還つて補す、或は御前に於て定め申す、仍て出納に仰せて内侍旨を以て之を書せしむと見ゆ、太政官に付せず、藏人に付けて奏するを内奏といふ意に同じ、後漢書に侍中は内侍なりと見えたり、(和訓栞)

中臣ノ祓

中臣氏掌る祝詞なるを以て稱す、古語拾遺には、中臣ノ祓の詞と見え、朝野群載には、中臣の祭文と載せたり、延喜式には、六月晦日大祓と云へり、されば中臣ノ祓の詞といふべきなり、此祓詞は天智天皇の頃にや出づらん、天ノ種子ノ命の作れるといふはひがごとならん、(和訓栞)猶祝詞の部を見るべし、

直會

續日本紀に猶良比の豊ノ明といひ、延喜式には直相とかけり、建武年中行事にならあひと見ゆ、日本紀、殯宮に嘗するの嘗の字を、なめらひたてまつると釋に訓ずる、其義なるべし、公事根源にも見えり、なほりあふの義にて、一つの義

式濟んで、後宴會するの義ならん、

○に之部

女御（にようご）

主上の枕席燕安の間に侍る女官の稱なり、大寶令には、皇后の外に、妃、夫人、嬪の三等あれども、其後此等の號亡びて、女御更衣といへる女官の名稱出たり、

女御代（にようごだい）

增鏡に常に見えたり、助无智抄にいふ、幼主の御時は、大臣若くは然るべき大納言の女を出して女御に立てらるゝなり、昔しは主上御元服の日、直に其人を女御と定めて、之を女御代と稱せられしなり、女御の名代といふ儀なりと、此女御代に立ちしもの、後に女御に上ること普通なり、

女官（にょくわん）

此には二た通りの意味あり、によくわんとよめば、身分あるものをいひ、によ

一くわんとひつぱつて讀めば、身分低きものとなるなり、珉江入楚にいふ、内侍、命婦、藏人等をによくわんといひ、以下のものをにようくわんと稱すと、然し之は故實家の云ふことにして、上古には斯る區別あらざりしものならん、

入道親王（にうだうしんのう）

親王となるには親王宣下なくてはなられぬなり、其親王の宣下の下りたる御方、其後剃髪て佛門に入りたるものをいふ、法親王と反對なり、

二豎（にじゅ）

十訓抄等に見えたり、左傳晉侯疾病す、醫を秦に求む、秦伯醫緩をして之を治めしむ、未だ至らず、公夢む、疾二豎となつて曰はく、彼は良醫なり、懼くは我を傷めん、焉ぞ之を逃れん、其一曰はく、盲の上膏の下に居らば我を如何せんと、醫至つて曰はく、疾爲む可らず、盲の上膏の下にあり、之を攻むるも達す可らず、藥至らず、爲む可らざるなりと、病を二豎といふこと、是れより出づるなり、

女孃（にようじゅ）

孺の字女偏に作るものは、後の書なり、古書には嗇子偏に作れり、主殿司、掃部司等の下役にて、めのわらはの中より取りたるものにて、元は其職とする所、御所中の掃除、指油等の役に使役したるものなりしが、後鳥羽天皇前後に至り、御殿の御調度などに手を觸れ、又は格子の上げ下げ等に奉仕する事となりて、作法僭越になれり、

二字を奉る（にじをたてまつる）

古今著聞集に、刑部丞義光が、六條修理の大夫顯季に、二字を書て奉るといふことあり、又十訓抄に、民部卿文範が、餘慶僧正に二字を書きて奉りしことあり、江談抄にも、二字を奉るといふことあり、二字とは、我名乘の二字のことなり、たとへば人と何事か爭論して負けたる時に、其人に歸服し從ふときに、其

しるしに二字を書きて奉るなり、密嚴上人の行狀記にいふ、六條判官爲義二字を上人に奉る狀にいふ、

保延元年己未六月十日、正六位廷尉源朝臣爲義右の文本朝俚諺に引けり、（貞丈雜記）尙名簿（みやうぶ）の處を見るべし、

爲義之れ二字なり

日給（につきう）の簡（だ）

仙籍ともいふ、禁中にて昇殿を許されたる人の名をかく簡なり、毎日當番の人の名の下に日を書き付くるなり、後醍醐天皇の日中行事にいふ、日給の事あり袋に入れたる簡を取り出して、本のまゝにからひつのそばに立つと、右の日給の簡は殿上の間といふ處にあるなり、昇殿を許されたる事を仙籍をゆるともいふなり、

入眼（にうがん）

物事の成就するをいふなり、之れ佛造を造ることより出たり、像を造りて瞳子（ひとみ）を入れずして置くを、開眼の僧筆を取つて瞳子を入る、是に於て其像成就したるなり、畫工の物をかくにも、全體を畫いて瞳子をば終（おはり）に入るゝなり、之れ又同前なり、下學集にいふ、入眼は日本の世俗、成就の儀なりと、（安齋叢書）

二毛（にまう）の歎（たん）

左傳にいはく、二毛を擒にせずと、二毛とは白毛黒毛なり、白髪の交り生ふることをいふ、万葉集卷ノ五に、二毛の歎を撥（はら）ふと、

二鼠（にそ）四蛇（し）

万葉集卷ノ五、山上憶良の歌の序に、二鼠競ひ走り、四蛇爭ひ侵すと、瑯琊代酔篇に、佛書を引て曰はく、人死を逃るゝものあり、井に入れば則ち四蛇に逢ひ、足を傷けて下ること能はず、樹に上れば則ち二鼠に逢ひ、膝を咬んで上ること能はずと、四蛇は以て四時にたとへ、二鼠は以て日月にたとへて、其早きを驚

きたるなり、

にひなめまつり
新嘗祭の部に見ゆ、

○ぬ之部

塗籠

壁を塗りまわしたる處なり、源氏榊ノ巻にわれにもあらでぬりごめに押し入れられておはします、之は調度など置く處、又文庫の如きものなり、又夕霧の巻に、中のぬりごめの戸開けさせ玉ひて云々、之は前後の戸を明けて、間道にしたるなり、又同巻一條の宮の處、ぬりごめにおまし一つしかせ玉ひて、内よりさして大殿ごもりにけり、之は女二の宮、人をうく思ひてかくれたるなり、又平治物語、義朝生害の時、ぬり込めの中迄せめ入りけれども、美濃尾張のならひ、帳臺のかまへしたゞかに拵へたれば云々、是は帳臺とぬりごめと同じ様に聞ゆれど、之は下ざまの家造り定まりたる式もなければ、帳臺の設なくしてぬりごめを臥處として、是を帳臺とも唱ふること、見ゆ、(喜遊笑覽)之は寢殿の廂に

きたるなり、

にひなめまつり
新嘗祭の部に見ゆ、

○ぬ之部

塗籠（ぬりごめ）

壁を塗りまわしたる處なり、源氏榊ノ巻にわれにもあらでぬりごめに押し入れられておはします、之は調度など置く處、又文庫の如きものなり、又夕霧の巻に、中のぬりごめの戸開けさせ玉ひて云々、之は前後の戸を明けて、間道にしたるなり、又同巻一條の宮の處、ぬりごめにおまし一つしかせ玉ひて、内よりさして大殿ごもりにけり、之は女二の宮、人をうく思ひてかくれたるなり、又平治物語、義朝生害の時、ぬり込めの中迄せめ入りけれども、美濃尾張のならひ、帳臺のかまへしたゞかに拵へたれば云々、是は帳臺とぬりごめと同じ様に聞ゆれど、之は下ざまの家造り定まりたる式もなければ、帳臺の設なくしてぬりごめを臥處として、是を帳臺とも唱ふることゝ見ゆ、（喜遊笑覽）之は寢殿の廂に

作ることなり、源氏物語に、二條院にて經供養のありし時、西の廂のぬりごめにて紫の上聽聞し玉ふことある是なり、（春湊浪語）按ずるにぬりごめは帳臺のことなり、一つ處なり、帳臺は主人常に寢る處にて、それに續きて納戸ありて、諸道具を納め置くなり、又帳臺は寢る所なる故、用心の爲めに壁にてぬりこむるなり、客殿へ出る口と二た處ありて、外はぬりこむるなり、（貞丈雜記）右等の說によりて見れば、帳臺とぬりごめと同じくも用ゐ、又異るにも用ゐたり、而して古代は全く異なりし樣なり、

ぬさ

萬葉集に幣を訓めり、神に獻るものにいふは、本五色の絹布などを疋ながら用ゐしこと、見えたり、未だ織らざる木綿麻を通じて呼べり、依て後世麻をもよめり、又抜麻とも書きたれば、ぬきあさの義にや、源氏物語にも、扇と檜とを人の許に遣はすもぬさとかけり、幣帛の本意なるべし、（和訓栞）

ぬれぎぬ

濡衣の義なり、菅葛におく白露をぬれぎぬきるとふるく云ひならへり、織母の、まゝむすめになき名おほせて、蟹のぬれぎぬをかつけしことなりといへり、按ずるに日本紀に、濡をかづくとよみ、今もなき名をおほするを、かづけるといへり、されば、かづくあまは、皆ぬれぎぬなれば、汚名を蒙るなどいふ意に、海人のかづきによせてぬれぎぬとはいひそめしなり、故事にはあらじ、後撰集に、身のぬれぎぬはひる時もなしとよめるも、ぬれぎぬといひしより、ひるともよめるなるべし、爲家卿後撰集抄に、いつはりをぬれぎぬといふことは、昔し虚實を正さんために、大和國天香山にて、夏の日かたびらをぬらし、神樂をして見るに、すゞさぬ人のきぬはやがてひるなり、すゞしたる人の衣はさうなくひぬなりと見えたり、（和訓栞）

○れ之部

年官年爵（ねんくわんねんしやく）

之は三宮より毎年禁中にて除目（官を除する、公事をいふ）除位（位を授くるを除位といふ）の日、召使はるゝ家人を出し、或は作り名をして、官を申し給はるを年官といひ、位を申し給はるを年爵といふ、其位を給りたる人には、其官位に付て米を給することあり、其米は即ち、主君の得分となる、凡そ諸國の田租は、正稅と公廨稻との二つなり、正稅は官倉に儲蓄し、以て朝庭に奉り、公廨稻は、先づ缺員未納を塡め、次に國内の儲を割き、其餘を國司の配分とす、其割合は、長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分なり、年官年爵とは、即ち三宮又は三宮に准ぜられたる人は、毎年爵一人、（從五位下に任ずることなり）内官一人、（京官なり）掾一人、判官一人、主典一人、（史生なり）一分三人、丈けの取り分を給せらるゝなり、即ち米を取ることなり、三宮の定まりたる俸給の外に、祿を增し給はることを年官年爵を玉ふといふなり、

年中行事の障子（ねんぢうぎやうじのしやうじ）

宮中にて一年間に行ふべき儀式作法の順序次第を書きつけたる障子なり、障子といふも今の障子のことにあらずして、其形大なる衝立の如し、禁秘抄にいふ、年中行事の障子、殿上の上の戶に向て之を立つ、春は東方に向け置く、一人の通行し得る程の路をあけて置くなり、

念人（ねんにん）

東鑑五十二の卷、幕府南庭に草鹿勝負あり、相州、武州、駿河の前司、出羽の前司、下野ノ入道等念人となると、念人とは射手の肝煎なり、（世話をやくひとをいふ）即ち射手の奉行なり、御弓場始にも念人あり、上古禁中の射禮、賭弓等にも念人あり、新儀式に見えたり、念人とかきてねんにんとよむなり、（安齋叢書）

鼠を以て譬となす

萬葉集卷ノ五、山上憶良の歌の序に、鼠を以て譬となす、豈愧しからずやと、毛詩にいふ、鼠を相るに體あり、人として禮なからんや、人として禮なくんば何ぞすみやかに死せざるとあるを引けるなり、

ねがひの絲

月夕廣義に、此夕、人家の婦女、綵縷を結び、九孔の針に穿つと、白居易の詩に、憶ひ得る少年長く乞巧、竹竿頭上願系多しと、又まうけの糸ともよめり、猶乞巧奠の部を見るべし、

ねまちの月

十七夜を立待、十八夜を居待、十九日を臥待とも、寢待ともいひて、二十日をば二十日の月ともよめり、猶いざよひの部を見るべし、

○の之部

荷前の使

にさきなるべけれども、のざきとよむは通音なればなり、之は十二月二十日頃、毎年諸國より奉る貢物を、十陵八墓へ奉らるゝをいふ、先づ十陵の一は天智天皇の陵なり、後のもの及び八墓等も一定して居る譯にあらず、諸註などに、十陵八墓の名を擧げたるものあれどもの、之は或る時代丈けにて、時代によりて代はるなり、荷前とは初穗といふ意にて、諸國より貢物の初穗を奉ることなり、

祝詞

奈良朝以前の散文の一種なり、正しくはのりごといふべし、又のりとごともいふ、のるとは大聲を發することなり、我國は古來敬神の風厚かりし故、春夏秋冬敬神の儀絕ゆることなし、此祭祀の時に神に向て幸福を祈りしなり、

新年には一年中の幸福を祈らんとて元始祭あり、又米穀の實らん事を欲して祈年祭あり、又夏冬には一年中の罪を祓ふ處の大祓の祭あり、其他數多の祭事あり、此時には必ず神々の功德をたゝへ、恩惠を願ふ爲の語を作りて、神前にて之を讀誦したり、此即ち祝詞なり、祝詞中尤もすぐれたるものは、祈年祭の祝詞、大祓の祝詞、大殿ノ賀、中臣ノ壽詞、出雲ノ國ノ神賀詞なり、此等のものゝ出來たる年代は、眞淵の祝詞考には、大祓詞は大津淨見原天皇（天智天皇）の頃より、天武天皇の頃迄の間に出來、出雲造賀詞は飛鳥ノ岡本ノ宮の時代に出來、大殿ノ賀詞は藤原ノ宮の末（持統天皇）の頃出來たるものならんといへり、祝詞の數は二十七あり、其形式は莊嚴にして、純粹の國文にして、漢文の影響を受けざるなり、

野ノ宮

伊勢の齋宮は嵯峨の有栖川にあり、賀茂の齋院のは紫野にあり、猶齋宮の部を

見るべし、

○は之部

法親王（ほふしんわう）

天子の御子にして、御出家せられたる御方、其後親王宣下ありたるをいふ、入道親王と反對になるなり、

判授の官（はんじゅのくわん）

判補の任の誤なるべしといふ、官吏任官法に、勅任、奏任、判任、判補の別あり、勅任は天子の勅によりて任ずる官をいひ、奏任とは大臣より天子に奏上して任ずる官をいひ、判任とは太政大臣の判斷に任せて天子に奏せざるものをいひ、判補とは太政官の屬官の官掌の如きは大辨などの判斷にて任ずる官をいふなり、

判官代（はんぐわんだい）

各省司には、必ず長官、次官、判官、主典とあるものなり、院の御所には判官といはずして、判官代といひ、主典といはずして、主典代といふなり、此判官代は、諸太夫の中にて任じ、多くは六位の人なり、

縫腋の袍（ほうえきのほう）

もとおしの袍の部にあり、

廢朝廢務（はいてうはいむ）

廢朝とは、諸司にて政事をとることは常の如くにて、天子御一人、朝政に臨まざるをいふ、五日、又は三日の廢務もあり、普通一二日なり、廢朝三ケ日以上に及ぶ時は、音奏、警蹕を止め、禁中にては、物の音なく、清涼殿の御簾を垂るゝなり、廢務とは、諸司政を執らぬをいふ、故に廢務は一日位にてすむなり、何んとなれば、諸司政を執らぬことゝ數日となりては、天下人民を治むること能はざる故なり、廢朝廢務は、先帝の崩御、其他國忌等の日に行はるゝことなり、

配流（はいる）

罪人を島流にするをいふ、先づ罪を定められて、陣に於て宣下するなり、身分ある時は、別に詔書を下して流罪となす、而て罪の次第によりて、近流（越前、安藝 中流、信濃 伊豫 遠流、伊豆、安房、佐渡、隱岐、土佐 等に流すなり、

挽歌（ばんか）

文選より出たり、柩を引く時に歌ふ歌にして、其人の生前の事を詩歌に作りて、柩を挽く時によむ歌なり、後世の哀傷の歌なり、萬葉集に多く見えたり、

反歌（はんか）

萬葉集に、長歌の終りに短歌の詩形にてよめるもの是れなり、かへし歌とよみて、前の長歌の反へしをよめるものなりともいひ、又一說には、反歌とは、荀子より出てたり、荀子に反辭といふ語あり、賦の惣體の意を短かく云ひたるものなり、其反辭の註に、反辭は反覆叙說の辭にて猶楚辭の亂に曰はくの如しと、又楚辭補註に、凡そ篇章を作る、既に成つて、其大要を摘んで以て亂辭となすと、然らば亂辭は一賦の終を總理するなり、萬葉集十八ノ卷に家持が池主に贈る文に、七言絶句一首日本短歌二首あり、其詞にいふ式て亂に擬すと、之れ反と亂と同一の意義なりといへり、此說從ふべきなり、

俳諧（はいかい）

按ずるに、古今集に所謂俳諧體の歌之れなり、之に準じて連歌に似て、而して詞の俗なるものを俳諧の連歌と稱す、亨保天文の頃、人始めて之を爲くる、荒木田守武獨吟千句あり、山崎宗鑑秀句を集め、犬筑波集を編む、（宗祇が筑波集に倣なり）此等を以て權輿とす、松永貞德といふものあり、細川玄旨に師とし事へ、歌道を傳授す、且つ俳諧をよくし、書を著はし、御傘世に行はる、始めて句法を立つ、此より百韻の格式定まる、大抵連歌の式と同じくして簡易なり、而して後立圃、正章、宗因が輩の如き世に鳴るもの勝て計ふ可らず、今世を擧

つて以て旦夕の遊興となす、（和漢三才圖會）俳徊師といふもの古はなきものなり、近代のことなり、連歌師は古よりあり、俳徊歌といふ歌は古今集にもあり、上古よりあることなり、俳徊ととかきてたはぶれごとゝよむなり、常の歌の如く正直によまず、詞をあやづりて、たはぶれたる事をよむを俳徊歌といふなり、其體をまねて連歌にたはぶれごとをいふを、俳徊の連歌といふ、（貞丈雜記）

貌姑射の山

莊子にいふ、貌古射の山に神人あり、五穀を食はず、水を飲まずと、即ち仙人の住む所をいふ、我國にては、法皇上皇の御所のことを稱し奉るなり、又仙洞御所ともいふ、增鏡新島守の卷に、はこやのやまの峯の松も、やう〳〵枝をつらねて云々とあり、

萬乘のあるじ

漢書に、天子幾方千里、兵車万乘、故に万乘の主と稱すと、昔は支那にては、

戰を爲すには皆車戰なり、車一輛に甲士三人、歩卒七十二人を乘す、万乘に供すべき兵卒を出すには、廣き領土を有せざる可らず、故に天子のことを稱し奉るなり、

沛艾の馬

徒然草に見えたり、文選籍田ノ賦に、龍躩騰驤して沛艾すと、註に馬の行く貌とあり、馬のおどりあがることなり、

白虹日を貫けり太子懼ぢたり

源氏物語賢木の卷にあり、弘徽殿の太后の兄に、藤大納言といふ人あり、其子頭ノ辨といふもの、麗景殿の女御の方へ行かんとする時、丁度源氏も其女御（源氏と關係ある人）の許へ行かんとして來りたり、頭ノ辨之を見て源氏を惡口したるなり、史記に、燕の太子丹、秦の始皇を刺さしめんとて荊軻といふものを遣はしける時、白き虹立ちて太陽を貫けり、其時燕の太子は事の成らざらんことを恐れたりと、

此故事によりて、源氏が朱雀院を退けて、冷泉院を位に即かしめんとの陰謀あるなりと、藤大納言が源氏を素破抜かんとて言ひたる言葉なり、

藩江陸海

万葉集巻十七、大伴ノ池主の歌の序文に、潘江陸海自ら詩書の廊廟に坐すと、魏の學者、潘岳潘尼の兄弟、陸機陸運の兄弟を斥すなり、江と海とは其學才の廣きを形容したる詞なり、詩書の廊廟に坐すとは、常に身を道藝の中に置きて離れぬ意なり、

八虐

周禮に五刑九伐の目あり、隋唐に十惡の目あり、本朝にても又八虐の刑を置く、一に曰はく謀反、二に曰はく大逆を謀る、三にいはく謀叛、四に曰はく惡逆、五に曰はく不道、六に曰はく大不敬、七に曰はく不孝、八に曰はく不義之れなり、謀反とは社稷を危うすることを謀るものをいひ、大逆を謀るとは宗廟、山陵及び宮闕を毀つことを謀るをいひ、謀叛とは國に叛き僞に從ふを謀ることをいひ、惡逆とは祖父母父母を毀ち、又は殺すことを謀り、伯叔父母姑兄姉外祖父母等を殺すことを謀るものをいふ、以下之を略す、

八姓

天武紀十三年十月巳卯の詔に、八色の姓を作る、眞人、朝臣、宿彌、忌寸、道師、臣連、稻置なり、姓をかばねといふは、かはりねの略語にして、かはりは代りなり、ねは根なり、先祖より子孫に至るまで、代々の根本にして改む可らざるものなる故にかばねと云ふ、左傳の註に、性は生なり、是を以て祖父の相生をなす、下百姓に及ぶと雖も而し此姓改めずと、又史記の註に、姓は統を繼ぎ、百世相分たざらしむる所以なりといへるも之なり、(安齋叢書)

鳩の杖

後漢書禮義志にいふ、仲秋の月、縣道皆戸を案して民を比せしむ、年始めて七

十なるものには之に授くる玉杖を以てし、之に糜粥を餔せしむ、八十九十は禮に玉杖を加ふるあり、長さ尺、端に鳩杖を以て飾となす、鳩は饐せざるの鳥なり、老人をして饐せざるを欲するなりと、瑯琊代醉篇巻三十八に曰はく、高祖、項羽と京に戰ひ、道を薄中に索む、羽之を追求す、時に鳩其上に鳴く、之を追ふもの以て人なしとなし遂に脫することを得たり、位に即くに及んで此鳩を異とす、故に鳩の杖を作りて老を扶くと、增鏡序文に、鳩の杖にかゝりて云々、又扶木集巻ノ九、男山老のさかゆく人は皆鳩の杖にもかゝりけるかなと見えたり、（安齋隨筆）

春を東郊に迎へて馬七匹を見る

是れ公事根源に引用ゐる語なり、然れども禮記に此文なし、月令にいふ、天子青陽の左介に居り、鸞路に乘り、蒼龍に駕し、青旂を立て、青衣を衣ると、又云ふ、立春の日春を東郊に迎ふと、此等の文をさすならん、

烹鮮の職

國司の職をいふ、老子にいふ、大國を治むるは小鮮を烹るが如しと、之れ大國を治むるは小魚を烹るには數々攪亂す可らず、攪亂すれば崩れて益なしとの意より、干渉政治を忌みたることなり、其大國を治むるといふ點よりして國司のことを、烹鮮の職といへるなり、一說に烹鮮の職とは、國司は一國を料理する職なる故にいふと、之れ出處を知らざるの說なり、烹鮮の職の語、職原抄に見ゆ、

幕府

漢書の註、將軍の居處之を幕府といふと、師古曰はく、莫府は軍幕を以て義となす、軍旅常居なく、只帳幕を以て之を覆ふと、將軍の居る軍旅中には常に幕を張りたるよりいふなり、

白駒隙を過ぐ

史記索隱の註に、白駒は日の影をいふなり、隙は壁の隙なり、速かなることをいふと、猶ひまゆく駒の部を見るべし、

階隱(はしかくし)の間(ま)

古今著聞集にいふ、階隱しの間に入りて、階に尻をかけ、しばし晴間をまたれける、又義敎公御元服記にも見えたり、之は御殿の階の間に、柱を二本立て、上に屋根をふき出したるをいふ、階の雨にぬれぬ樣、屋根にて階をかくす心なり、階隱は禁中の御殿にも處々の寢殿にもあり、日隱の間ともいふなり、

破(は)魔弓(まゆみ)

年の始に射る弓をいふ、神は陽なり、鬼は陰にして魔なり、されば春の始に射るは陽氣をむかへ、陰氣を退くる祝義なり、故に破魔弓の遊といふなり、北に向て射るを忌む、天子位に即き玉ふには、南面したるもの故、北に向て矢を放つことを恐れ憚るなり、

袍(はう)

和名うへのきぬなり、袍は襴袗(和名すそづけのころも又なほしのころも)を着けたる袷衣なり、襴袗は衣の下の横の幅なり、袍をぬふに、闕腋、縫腋の二品あり、闕腋は腋より以下縫ひ塞かず、縫腋は縫塞げて腰に袋の如く垂るゝものあり、天子のは即ち縫腋を用ゐる、天子の御袍は綾を用ゐる、(夏は生絹冬は練絹)裏は平絹を用ゐる、衣裏同色にして、黃櫨染と麴塵との二品あり、共に之れ黃色を尙ぶ、黃櫨は黃櫨(はじのき)、蘇芳、米の酢、灰等を以て染めて黃となし、御紋は桐竹、鳳凰、麒麟なり、或はいふ竹林兩鳳來集の文なりと、麴塵は藎草(かりやす)、紫草、及灰等を用ゐて染む、黃色にして靑を帶ぶ、又山鳩色と稱するものあり、御紋は桐竹、鳳凰、或は唐草と鳥との御紋なり、臣下の袍は、延喜式に云ふ、深紫(一位)、淺紫(二位、三位)、深緋(四位)、淺緋(五位)、深綠(六位)、淺綠(七位)、深縹(八位)、淺縹(初位)と、(和漢三才圖會)袍の紋、元服以後大臣に至るまでは、丁子の丸杏葉の襷なり、攝政關白の如きは雲に立涌、大閤の如きは雲に鶴、皆縅(しゞら)の

綾を用ゐる、（桃花藥葉）

箒木（はゝきぎ）

新古今、そのはらやふせやに生ふるはゝき木のありとは見れど逢はぬ君かな、又源氏物語箒木の巻にも見えたり、風土記にいふ、件の木は、美濃信濃兩國の界そのはらふせやといふ所にある木なり、遠くて見れば箒をたてたる如くにて立てり、近くて見ればそれに似たる木もなし、然れば有りと見れどあらぬものにたとへ侍る、或說に、其杜いと茂りて、近くて見れば茂りたるために見えぬなりと、（袖中抄）

放免（ほうべん）

東鑑、右大臣鶴ヶ岡拜賀の時、供俸行列の中に放免四人と見えたり、檢非違使の廳の下部をいふといへり、行列は各自に其分上を專らに務むるを以て、列の人數にはなれ順の亂れぬ樣にし、或は鬪諍をしづめ、或は下部の頓に煩ひあるときに、人數に加はり務むるを以て、行列をはなちゆるゝ義なり、常にいふはしり下部なりとぞ、檢非違使に付て出でたること、今昔物語にも見えたり、中右記に、元永二年四月六日にいふ、去年賀茂の祭に檢非違使の相具する所の廳の下部等、或は鏡鈴をつけ、或は錦紅打衣を着く、過差なり停止すべしゝ、又明月記に、御靈會に神輿を渡し、種々風流を旋（めぐら）すといふは放免なり、冠服を心任せに用ゐて、一般人の有樣をなし、又は故事を造りなんど、もと賀茂祭に此事ありし後に、疫を送る御靈會にもさまゞゝのつけ物を渡せしなり、徒然草にも、放免の付け物といへるも之れなるべし、壽命院抄に、今深草祭を以ていふならば、櫻町の放免うりの類かといへり、祭の鉾をもつもの、手かはりの人、今時の練物の如く可笑しき風したるなりと、元正の紀に奏する所の罪人幷に從座のものは、宜しく咸く放免すべしと、見えたり、（和訓栞）貞丈云ふはうべんとよむべしと、

齒固（はがため）

源氏河海抄に、御齒固の事掌中曆に見ゆといへり、其具は內膳供す、猪ノ宍、鹿ノ宍ありて、雉鳴をもて代りとすと見へたり、世諺問答に、齒固はよはひかたむる義なり、もちひは近江火切のもちひを用ふべき事なりと見えたり、荊楚歲時記に元日に膠牙餳を食す、膠固の義を取るなりと、簠簋に六月一日齒固肝要なりとも見えたり、（和訓栞）我國にて齒固といふは說は種々あれども、正月一日に雜煮餠を食ふことなり、齒は年齡のことにて長壽を祝ふためなり、

はての日はてのとし

竟の日、竟の歲なり、日本紀には、國忌日をはてとよみ、三代實錄には、四十九日をはてとよめり、玉笑零音に、人の初死七日を以て忌となす、一忌にして七魂散す、故に七々四十九日にして七魂亡ぶといへり、大藏一覽にも中有極めて多し、七々四十九日にして定まつて生を結ぶと見えたり、諸廻向清規式に、

四十九日を大斂忌といへり、谷響集に、七七日及百ケ日、一週忌、第三年忌までは十王經に配せらる、蓋し百ケ日、一週忌、第三年忌は、儒者の卒哭、小祥、大祥に准ずるならん、七年以後は誰定めしといふことを知らずといへり、十三も古く見えたれば、六甲子終て七年、十二支、盡きて十三年と數へたるなるべし五雜俎にも、死七日毎に即ち一祭を備ふ、之を過七といふ、四十九日に至つて止む、搢紳禮法の家はしからざるなり、死後朝夕食を上つり百日に至つて止むと見えたり、歌集に、はてのこととといへるは此四十九日のことなり、徒然草に人のなきあとはかりかなしきはなしの條に、はての日は互にいふこともなく、我かしこげに物ひきしたゝめ行くと見えたるは、四十九日のことなり、又枕草紙に、圓融院のはての年とあるは、一週忌の年をいふなり、

はなだ

新撰字鏡、瓶埃囊抄に、紺、常に縹をよめり、碧も亦同色か、皇侃か、西は碧

といひしを、王元美は抄に作れり、花田の義にや、月草にて染むるを以て名づくるにや、歌にも月草のはなだとよめり、花の色なりといへり、華田の義、夏侯湛が賦に見えたり、はなだ草は月草の異名なり、はなだの帯、はなだの紙などと見えたり、(宣命に用ゐる紙、伊勢へ奉るもの、花田の紙なり)日本紀に、紺をふかきはなだとよめり、源氏にあさはなだと見えたり、藍にてうすくそめたるなり、(和訓栞)

花の兄

梅をいふ、諸木に先ちて花さくをもてなり、よつて百花魁の名あり、山谷が水仙の詩に、山礬是れ弟、梅是れ兄と見えたり、菊をば花の弟といふ、實業卿の歌に、花またぬ梅もさきけり一とせのなごりときくの花の後にも、(和訓栞)

はまゆか

みちようだいの部を見るべし、

はつか草

牡丹の異名なり、

放出

喜遊笑覽にいふ、源氏梅が枝、ひんがしの中の放出と、花鳥に、放出は母屋なり、東の對の母屋なり、中といふは、母屋と東西の廂との間に障子をへだてたれば、御帳を立てたる處を中の放出といへるなり、又若葉の上、みなみのおとどの放出におましよそふと、花鳥の説非なるべし、中の放出とある、中の字にまよひて、もやといへるはわろし今昔物語に、前の放出の隔子、又放出の廣庇ある板屋と、落窪に寢殿の放出の又一間なる落くぼなる處の二間なるになむ住ませ玉ふと、是れ今世の放れ座敷のやうにてはありながら、つゞきてはあるなり、夏山雜談に、放出とは本殿より別に造り出したる處なり、俗に小書院小座敷といふが如し、村名に放出といふ所あり、中古莊園などより割出したる名な

るべしと、

○ひ之部

非藏人（ひくらうど）

重代の諸太夫の中、未だ藏人に補せざるの間、先づ昇殿を遂ぐ、之を非藏人といふ藏人を非免せられたるものにあらず、藏人の候補者なり、之を非職の者ともいふ、公事を奉行せず、禁色をつけず、宣下の職にて、其定員は四人、若くは五人なり、

日ノ下臈（ひのげらう）

六位の藏人、禁中の細々の公事、朝夕の御膳等のことを奉行するに、日を分ちて奉行する故に云ふ名なり、昔の官吏の殿上に出勤するに、毎日出勤するものと、交番に日を分けて出勤するものとあり、之を長上官、番上官といふ、日ノ下臈とは、當日當番となりて、殿上に出勤する六位の藏人等をいふ、

非成業　明法道とか紀傳道とかいふ四道の儒者、各其家に屬する道を明かにして、立身すべき家柄のものを成業の家といふ、然るに其家にあらずして四道のことを學んで立身することを、非成業といふなり、

非參議　參議の免官になりたるものをいふにあらず、未だ參議に任せられざれども、後日參議となるべきものをいふ、參議の候補者なり、

非時　徒然草に、時非時も人にひとしくさだめてくはずと、老學庵筆記にいふ、佛經に、比丘の非時の食を戒しむと、蓋し其法午を過ぐれば則ち食はざるなり、而して蜀僧客を招きて暮食するを非時といふ、（名物六帖）

檜扇　檜の片二拾五枚を編みて之を作り、官家常に之を用ゐる、弱冠の如きは則ち白紙を以て之を緘じ、餘端は藤花の形を作り、束帶の時の如きは、夏月と雖も之を持たしむ、（和漢三才圖會）

ひをりの日　伊勢物語、古今集等に出たり、昔は五月三日は左近の荒手結なり、四日は右近の荒手結ひなり、五日は左近の眞手結なり、六日は右近の眞手結なり、荒手結の日は、射手の近衛の舍人、水干袴にくゝりをあげて、褐の尻を女の中ゆひたる樣に引出でゝ、其上にむかばきを結ふなり、眞手結の日は、紅の下の袴、織物の指貫にくゝりをあげ、褐をはさみて、褐の尻を膀より前ざまに引きたをりて、前にはさめり、されば此眞手結の日をひをりの日とはいふなり、（袖中抄）

要するに、此事は異說甚だ多し、つまり、五月五日に馬場にて弓の衆ども褐衣の尻を引きをりて、右腰にさしはさみて、弓を射る日なればがくいふなり、

琵琶行

有名なる唐の白樂天の詩なり、其序及び詩に曰はく、

元和十年、予左遷九江司馬、明年秋、送客湓浦口、聞船中夜彈琵琶者、聽其音錚々然、有京都聲、問其人、本長安倡女、嘗學琵琶於穆曹二善才、年長色衰、委身爲賈人婦、遂命酒、使快彈數曲、曲罷憫默、自叙少小時歡樂事、今漂淪顦顇、轉徙於江湖之間、予出官二年、恬然自安、感此人言、是夕始覺有遷意、因爲長句、歌以贈之、凡六百一十二言、命曰琵琶行、

潯陽江頭夜送客、楓葉荻花秋瑟瑟、主人下馬客在船、擧酒欲飲無管絃、醉不成歡慘將別、別時茫々江浸月、忽聞水上琵琶聲、主人忘歸客不發、尋聲暗問彈者誰、琵琶聲停欲語遲、移船相近邀相見、添酒廻燈重聞宴、千呼萬喚始出來、猶抱琵琶半遮面、轉軸撥絃三兩聲、未成曲調先有情、絃々掩抑聲々思、似訴平生不得志、低眉信手續々彈、說盡心中無限事、輕攏慢撚抹復挑、初爲霓裳後六幺、

大絃嘈々如急雨、小絃切々如私語、嘈々切々錯雜彈、大珠小珠落玉盤、間關鶯語花底滑、幽咽泉流水下灘、水泉冷澁絃凝絶、凝絶不通聲暫歇、別有幽愁暗恨生、此時無聲勝有聲、銀瓶乍破水漿迸、鐵騎突出刀鎗鳴、曲終收撥當心畫、四絃一聲如裂帛、東船西舫悄無言、唯見江心秋月白、沈吟放撥插絃中、整頓衣裳起斂容、自言本是京城女、家在蝦蟇陵下住、十三學得琵琶成、名屬敎坊第一部、曲罷長敎善才服、粧成每被秋娘妬、五陵年少爭纏頭、一曲紅綃不知數、鈿頭銀篦擊節碎、血色羅裙翻酒汚、今年歡笑復明年、秋月春風等閑度、弟走從軍阿姨死、暮去朝來顏色故、門前冷落鞍馬稀、老大嫁作商人婦、商人重利輕別離、前月浮梁買茶去、去來江口守空船、遶船明月江水寒、夜深忽夢少年事、夢啼粧淚紅闌干、我聞琵琶已歎息、又聞此語重唧々、同是天涯淪落人、相逢何必曾相識、我從去年辭帝京、謫居臥病潯陽城、潯陽地僻無音樂、終歲不聞絲竹聲、住近湓江地低濕、黄蘆苦竹繞宅生、其間旦暮聞何物、杜鵑啼血猿哀鳴、春江花朝秋月夜、往

々取酒還獨傾、寂無山歌與村笛、嘔啞嘲晰難爲聽、今夜聞君琵琶語、如聽仙樂耳暫明、莫辭更坐彈一曲、爲君翻作琵琶行、」感我此言良久立、却坐促絃絃轉急、凄々不似向前聲、滿坐重聞皆掩泣、就中泣下誰最多、江州司馬青衫濕、

ひれふりのみね

萬葉集にいふ、大伴佐提比古良子、時に朝命を奉じて漢國に使す、艤棹して稍蒼波に赴く、妾あり松浦佐用嬪面、此の別れ易きを嗟ぎ、彼の會し難きをなげき、即ち高山の嶺に登り、遙かに離去の舟を望み、悵然として肝を斷じ、黯然として魂を消す、遂に領巾を脱して之を麾く、傍のもの涕を流さゞるものなし、因て此山を號して領巾振嶺といふ、乃ち歌を作つて曰はく、「とふつ日まつらさよひめつまごひにひれふりしよりおへる山の名」と、これ山上憶良のひれふり山の歌なり、

火焼屋

内裏、東宮、后宮、齋院などにあり、御所の御庭にて衞士といふ官人が、火を焼く小さき屋なり、夜ばかりたくなり、屋に床なくて焼くなり、江家次第巻の一元日宴會篇に、東西の火炬屋を撤去す云々、榮花物語にも、御前の火たき屋とりいでゝと見えたり、屋といへど大なる家にあらず、小さくて持ち來り置き、或は外へ取出し置く物なり、今世武家に假番所といひて、小さき屋形を荷ひありきて置く類なるべし、（貞丈雜記）

ひきめ

墓目とかく、弓をいふなり、墓目の音は、もと蟾蜍の音にて五音をはづれたる音なり、其術は天地の生氣を引く意なり、かぶらやに目を開けり、其形、墓の目に似たるより名づくともいへり、三議一統に、ひきめは、ひらゝぎ、又は山せうの木なり、羽は鶴の本白なりと見えたり、東鑑に、誕生の引目鳴弦の役を載せしこと多し、皆重役なり、男兒生るゝ時は、二度引目を射るといへり、御

湯殿の鳴弦の時は必ず之を射ることとなり、

直垂（ひたたれ）

中右記、台記などに見えたるは寢服なり、もとは女子の服なるべし、兵範記に故姫君の御法事を記して、織物、直垂、故宮の御衣と見え、玉葉に、攝政殿の長女入內のことを記されて、先づ紅の御直衣を着け、其上に御衾を着け奉ると見えたり、後撰集に、直垂請ひに遣はしたるにうらなむなき、それはきじとや、いかにといひければ、住吉のきしともいはじおきつなみ猶うちかけようらはなくとも、山槐記、明月記に見えたるは、獵の服と見ゆ、此頃より起りたる名にや、保元物語に、錦の直垂と見えたるは鎧直垂を云へり、即ち戰袍なり、裏は朽葉、薄衣の板のものたるべし、長（たけ）は賴義記に、三尺五寸、袖の長さ一尺六寸と見ゆ、鎧直垂は公家にも召されしこと親長記に見えたり、又歩直垂（かち）あり、小袴のことなりとぞ、錦の直垂は大將の服なり、將に補する時賜ふとぞ、大將は

赤地、副將は紫地なりともいへり、堂上方、武家の侍從已上は絹精好の直垂にて黒紅色なり、但し紫、蒲黄、葱、紅等は將軍御代々着用あるをもて憚らる、素襖袴との變りは、胸紐、打紐と革緒との違あり、又下は房なき長絹たるべし、色上下同じ、昔は先づ大口を着し、次に帷を直垂に重ねて着し、其上に直垂の下を着したるもよし、伊勢入道の書に見えたり、布直垂は諸大夫着す、俗に大紋といふ是なり、（和訓栞）

晝（ひる）ノ御座（おまし）ノ御劍（ぎょけん）

清涼殿の中にあり、主上晝間出御せらる處なり、御帳ありて、其前に獅子、狛犬あるなり、夜ノ御殿と並びてあり、但し夜の御殿にも御張あるなり、晝の御座の御劍は、晝の御座におかるゝものなり、但し此外に寶劍といふものありて、崇神天皇の模造し遊ばされたるものなり、故に徒然草にいふ、或所の侍ども、內侍所の御神樂を見て人にかたるとて、寶劍をば其人ぞ持ちしなどいふをき、

て、うちなる女房のなかに、別殿の行幸は、晝御座の御劍にてこそあれと、しのびやかにいひたりし、其人ふるき典侍なりけるとかやとて、ほめたることをいへり、但し斯くいふも、內々の御行歩には、必ずしも晝御座の劍を用ゐる玉はず、他の御劍を用ゐらる、是晝御座の劍を重せらるゝ故なり、此劍は、寶劍が安德天皇の時南海にて失せしより、後鳥羽天皇の時、再び出現せられしまで二十年の間は、寶劍の代用として神璽より重く取り扱はれたり、

副車（ひとだまひ）

和訓栞にいふ、和名抄にひとだまひ、又そへぐるまと注せり、源氏にいだし車とも見ゆ、のりかへなり、物に人給とかけり、人に給ひて乘らしむるの車なり、車のみにあらず、雜器にもいへること儀式帳に見えたりと、

ひま行く駒（こま）

增鏡に見えたり、漢書魏豹の傳に、人間一生の間、白駒の隙を過ぐるが如しと、史記索隱に、白駒は日影を謂ふなり、隙は壁隙なり、速疾をいふと、

膝突（ひざつき）

和訓栞にいふ、軾の字を用ゐる、小半疊の薄緣なりといへり、江次第には、軾布とも見ゆ、薦を以て膝突となすといふこと侍中群要に見ゆと、膝突とは禁秘抄、徒然草等に見え、膝を突きて座する爲めのものなり、徒然草にいふ、尹の大納言光忠、追儺の上卿をつとめられけるに、(中略)近衞殿着陣しけるとき、ひざつきを忘れて云々と、以て見るべし、

額に手をあつ（ひたい　て）

和訓栞にいふ、土佐日記、源氏物語、宇治拾遺等に見えたり、今昔物語にあらたふとと、手をあてゝ、又額に手をあてゝとも見えたり、喜ぶことにいふめり、明史天笠國の條に、頭を叩き手を額に加ふといひ、通鑑司馬溫光闕に赴く時、衝士手を以て額に加へて曰はく、此（これ）司馬相公なりと、中山傳信錄に額手慶幸と

見えたりと、

ひちかさ雨

催馬樂、源氏物語等に見えたり、袖中抄に、俄にふる雨に、笠もとりあへで、袖をかづくをいふと、万葉集に、袖を笠に着くと見えたり、袖中抄には各説をあげあれども、此説正しからん、

羊のあゆみ

抱朴子にいふ、人の一生は牛羊を牽て屠所に至るが如し、一日一歩を進むごとに、死期に近つくと、又摩耶經の倡に、譬へば旃陀羅の羊を驅りて屠所に就くが如し、歩々死地に近つくと、殆んと同樣の語あり、榮花物語に見え、又後拾遺集に、今日も亦午の貝こそ吹きつなれ羊の歩み近つきにけりとあり、淨琉璃本、菅原傳授寺小屋の段に、屠所の歩みといふことあるも此ことなり、

日を望めば都遠し

東晋の明帝、幼にして聰慧なり、嘗て使者あり、長安より來る、父元帝、紹（後帝となる）に問ていはく、長安と太陽と何れか近きかと、紹曰はく長安近し、但人の長安より來ることを聞けども、太陽の近處より來りしといふ人を聞きたることなしと、元帝其對を奇とす、一日群臣と語て之に及ぶ、復以て紹に問ふ、紹曰はく日近しと、元帝愕然として曰はく、何ぞ問者の言に異るやと、紹曰はく、頭を擧ぐれば太陽を見れども長安は見ずと、元帝益其答を奇とすといへる故事にて、土佐日記に引用したり、

肥人書

同文通考にいふ、蠻方の宿彌の説に、假字といふもの、始まれること、いづれの代にや、神功皇后よりの文書傳はらねば見る處なし、大藏省の御書の中に、肥人の字六七枚ばかりあり、其字皆假字を用ゐたり、而して其字未だ明かならざるものあり、乃川等の字は明かに見ゆ、此等をや假字の始めとすべきと、釋日

本紀に見えしなり、謹で按ずるに冷泉の大納言爲富卿の、本朝書籍目錄に、肥人書五卷と載せられたり、さらば此書もと五卷なりしに、後に僅かに六七枚ばかり大藏省の御書の內に殘れるなり、肥人書とは、肥の國人の書なり、肥ノ國とは今の肥前肥後等の國是なりといふ人あれども、萬葉集中に十一卷肥人とかきて、こま人とよみたれば、肥人書といふは、高麗國の書をや言ひけむ、今も朝鮮の國中にて用ゐる所の文字、其體梵字の如くなる諺文（おもも）といへるあり、今の朝鮮といふは古の三韓の地の合はせたる國なれば、今其國に用ゐる所の文字あること、古よりの俗なるべし、さらば高麗の世に、その國に行はれし文字、我國に傳はりしをしるせる書なりけむも知らず、されど肥人書に見えしといふ所の字、今も我國に用ゐる所なれば、兼方の說によりて、此書を以て我國の假字の始とぞいふべき、今假字のッの字つの字等は即ち肥人書なりと、

檳榔毛の車（びらうげくるま）

琵琶法師（びはほふし）

印度南洋に生育する木なり、和名あぢまさといふなり、此車は、屋根の上を檳榔といふ木の葉にておほひ飾りたる車なり、檳榔の葉は大きくして椶櫚の葉の如し、檳榔の葉なき時は、菅の葉を代りに用ゐるなり、西宮記にいふ、檳榔毛は、太上皇以下、四位以上通用す云々、檳榔毛の字は、かざることにて鳥獸の毛の意にあらず、鎧のおどし、毛又糸毛の鎧などいふ毛の字と同意なり、或說にいふ、檳榔本字は蒲葵なり、古は此字を知らざりし故に、檳榔の字を借り用ゐたるなりと、

眞丈雜記にいふ、めくら法師のことなり、平家物語をうたひて、琵琶を彈くなり、今も琵琶法師あり、古は瑟琶法師のことを座頭といひしなり、遊藝者の中にて、瑟琶法師上座に座する故に、座の頭といふことにて座頭といふなり、檢校勾當などいふ官になる故、上座をするなりと、

被官被攝官（ひくわんひせつくわん）

官の字は管の字の意なり、被官といふは、或省の下に支配せらるゝ官をいふ、例へば中務省の支配の下に、大舍人寮、圖書寮などあるものは、皆中務省の屬なり、被接官とは、其官に付きまじはる官なり、支配を受けずして、其省に接りて付きたる官なり、たとへば、中務省に、內記、侍從などは中務省の屬にはあらざれども、獨立して一省を爲すにも小類なり、侍從などは接せられ居れるさき故、不可なれば、中務省へ接せられておかるゝなり、猶中務省の部を見るべし、

弘廂（ひろびさし）

孫廂の部を見るべし、

晝の裝束（ひるのしやうぞく）

多田義俊云ふ、束帶の事なり、宿衣直衣に對して、晝の裝束と云へるにや、昔

は御ゆるしなくて宿衣直衣にては主上の御前へ出仕し侍らざる事なり、宿衣とは衣冠の事なり、直衣はとのゐそうぞくとて、晴にはあらざるなり、晝の裝束の事まち〳〵說あれども、たゞしく束帶とはきこえたり、

平緒（ひらを）

和訓栞にいふ、大刀の具なり、色々を、用ゐらる、唯小忌の時は白地を用ゐ、凶服には鈍色を用ゐらるゝなり、凡そ文品々ありと雖も、大槩孔雀、尾長鳥、竹桐、鳳凰、唐花、四季の花、黃鳥等神妙のものなりと古記に見ゆ、束帶色目には、節會、行幸、拜賀等の時、飾太刀、螺鈿を着する時は大略紫綾を用ゐる、若年の時は常用なり、薄繪大刀には紺地よろし、除目執筆の時も亦然りと見ゆ、蘇芳綾は、乾柄の外は用ゐずともいへり、ひらくみの緒といへるもおなじと、

○ふ之部

分憂の官

孟子に、民の憂を憂ふれば、民も亦其憂を憂ふといふより出でたるにて、國司のことをいふ、職原抄に見ゆ、

風雲の思ひ

忠君の思をいふなり、易に、雲は龍に從ひ、風は虎に從ふと、龍虎は君の象なり、風雲は臣の象なり、臣として君を思ひかくるをいふ、徒然草にいふ、謝靈雲は法華の筆受なりしかど、心つねに風雲の思を觀せしかば、惠遠、白蓮の交をゆるさゞりきと、

封戸

周の制度にもありたれども、其尤も完全なるは漢時代なり、先づ漢の時、封戸

のつもりは、一戸より一年中に錢一百文を出して年貢とす、それを千あはせたる程の場所を取るを千戸侯といふ、然れば千戸侯一年の入二十萬なり、凡そ千といひ百といふ、いづれも錢を以ていふ、二十萬は今の二百貫のことなり、然る時は庶人百萬の家といふは、錢を千貫文持ちたるものなり、當時の法二割の利を取るによりて、千貫持ちたるものは、一年中に二百貫の所得なり、千戸侯の身と同しきことなり、齊魯に、千畝に桑麻をううるもの、渭川に千畝の竹園を持ちたるもの、一年の所得二百貫なり、故に漢書に、此等のことをあげて、其人千戸侯と等しとあり、然し春秋戰國時代は、之より收入除計なりしなり、我朝封戸の制は、一品八百戸、二品六百戸、三品四百戸、四品三百戸、無品百五十戸なり、又正一位三百戸、從一位二百戸、正二位二百戸、從二位百七十戸、正三位百三十戸、從三位百戸、太政大臣三千戸、左右大臣二千戸、内大臣八百戸、大納言六百戸、右の封戸のことを食封ともいふ、其戸額は拾芥抄は令の示す處と少異あ

り、(制度通)凡そ封戸を賜ふとは、我朝の制は、古、民家に課戸不課戸といふことありて、家内に課丁一人ある以上を課戸として、之を計て給するなり、課とは役のことにて、年十六になれば軍役に出づるによりて、平生一人手前より役に庸布を出す、之を課丁といふ、そのある戸を課戸といふ、さて古は一戸ごとに租庸調の三あり、田租は二つに割りて、一分は公儀へ上げ、一分は封戸の主へ給せらる、封戸の仕丁もその主へ給ふなり、凡そ封戸皆課戸を以て充つ、調庸は全く給す、其田租は二分とし、一分は官に入り、一分は主に給するなり、(制度通)按するに封戸は、諸王及び勲功ある大臣に賜ふ所のものなり、分ちて職封位封の二となす、位封は位に就ての封戸にして、職封は職掌に就て賜はるものなり、其次第は太政大臣は何戸、左右大臣は何戸、又正一位は何戸、正二位は何戸と、前に示せる如し、

譜第(ふだい)

家筋といふが如し、系譜の次第、或は家譜代々の義なり、世々家系を繼ぎ來れることより起れり、又轉じては臣として代々其主人に仕ふるものをもいふ、

佛足石(ぶつそくせき)の歌(うた)

奈良朝時代に顯はれたるものにして、天武天皇の皇后御病氣にかゝり、其平癒を祈る爲めに藥師寺をたてゝ、石碑を建立せり、其石碑に、釋迦の足石を彫り付けて、二十一種の歌を刻めり、之を佛足石の歌といふ、其歌の一を擧ぐれば、

四つの蛇五つのものゝ集れるきたなき身をはいとひすつべし、又、いかづちの光の如きこれの身は死にの大王(おほきみ)つねにたぐへり、の歌などなり、

文月(ふづき)

七月のことなり、七夕に詩人詩を作り、或は文書を晒らして、二星(牽牛織女)に奉る故に云ふなり、又和語には親月といふ、此月、諸人親の墳墓に詣づる故にいふと、或はいふ、穂見月にて稲の穂の出る月なりと、

普請

家屋を造營することを普請といふは、本は佛家の詞なり、佛寺堂塔を建つる其入費の金銀を、普く諸人に請ひ求むる故に普請といふなり、下學集にいふ、普く諸人に請ふて事を作す、故に普請といふなり、然れども、吾國、國史及び上世の書には、俗家の造作を普請といひたる例なし、此意に使用せるは甚だ近き代の詞なり、（安齋隨筆）

復辟

支那にては重祚のことなり、文獻通考にいふ、唐の中宗甲申武后之を廢す、後二十二年乙巳に復辟す、又明の英宗即位改元す、虜の爲めに捕へられ、北狩の後年、復入て大統を纂ぐ、國人復辟と稱す、本、商書復子明辟の語に取るなり、本朝には則ち重祚といひ、復辟に至つては、稱、中夏と同しからず、此語本、伊尹還政の語に係れば、則ち本朝の稱、却て其實を得たり、（制度通）按ずるに復辟の語、禁秘抄にも見えたり、而して伊尹公政を還す處にあり、然らば我國にては、攝政を還へして關白となることをいふなり、攝政及關白のことは、せの部、かの部を見るべし、

風俗歌

催馬樂の如きものなり、ふぞくともいふ、諸國の折々の俗謠の品格よきものを集めたるものにて、上下一班の俗謠にて、今日迄存せるもの二十五篇あり、東遊びの歌は即俗謠にて風俗歌の一種なり、

風土記

風土記には、日本創國風土記といふものあれども、之は德川時代の僞作なることは、平祖衡の辨日本風土記に詳かなり、正しき風土記は奈良朝時代に出來たるものならん、風土記は國國別々に作りたるもの故、文體同じからず、然し其大部分は漢字の音訓をかり用ゐて、古事記などの文體にて書きたるものなり、

此風土記は、元明天皇の命によりて、風俗地理等を書き集めたるものにて、各國の風俗言語を察するに便利なるものなり、其立派なるものは出雲國風土記の中に、國引の段といふものあり、之は八束水臣つぬの命が、出雲の國の小さきによりて、造り直さんとして、新羅、隱岐等の國の餘りたる部分を引き來て、造りたることをかけり、堀秀成は、此出雲風土記の文、祝詞にもまさり、古今にくらべなき立派なる文なりといへり、要するに奈良朝散文の立派なるものは、古事記、宣命、風土記なり、

布施屋（ぶせや）

そのはらやふせやに生ふるはゝき木のありとは見れどあはぬ君かな、此はゝき木のことはの部に說きたり、布施屋とは、今國史を考ふるに、仁明天皇承和二年六月に、勅す、聞が如くんば、東海東山の兩道、河津の處、或は渡舟數少く、或は橋梁備らず、是に由て貢調の擔夫來り集り、河邊に日を累ね、旬を經、涉

るに利ならず、宜しく渡舟二艘を加へますべし、其價重きものは正稅を用ゐ、又浮橋を造りて通行を得しめ、及び布施屋を建て、橋に備へよ、其造作に寄する料は共に救急の稻を用ゐよと、又陽成天皇元慶四年にいふ、弘仁十三年國分寺の尼洪光百姓濟度の難を救はんが爲め、越後國古志郡渡戸の濱に於て布施屋を建て、懇田四十餘町を施し、渡船二隻往還の人をして其穩便を得しむと、案ずるに布施屋とは、旅人の宿る可き處なり、國語に縣に旅舍なしと、注に、旅舍は、舍を賓客負任に施す處なりと、布施の字韓非子にも見ゆ、佛家にも布施といふなり、

ふするのとこ

猪のことなり、獸の中猪ばかりは宿所をするものなりといへり、多く茅葦の類を取りあつめ着て霜雪の防とし、又夏秋の間には、蚊を恐れて草を集めて庵の如くにして、夜其中に入りて臥すといふ、鹿などには此事なしといふ、字典に

芃は獸蓐なり、淮南子に野彘芃胥槎櫛ありと、徒然草に、おそろしきゐのしゝも、ふすゐのとこといへばやさしくなりぬと、此れは猪のことを云ひたるなり、又猪の寢たる跡をもいふ、

ふりわけ髪(がみ)

和訓栞にいふ、萬葉に振分髪とかけり、放ち垂れたるをいふなるべし、童男も髪のひさご花に結ばれざる程、童女も髪の背に至らざる程は、同じ樣にふりわけたるなるべし、放髪(はなち)ともかけり、又放髪草とかきてうなゐばなりとよめるも同じ、童男童女の程の髪、昔は結ばずして生ひたるまゝに左右に分けて垂れたるなりと、

ふかみ草(ぐさ)

和訓栞にいふ、和名抄に牡丹をよめり、周茂叔の說に、牡丹は花の富貴なるものなりといへり、かみの反(かへし)きなれば、富貴草の義なるべし、一說に、牡丹の名

によりてふかに草といふなるべし、みとにと横音通ぜり、牡丹は赤き花を主とすといへり、肖栢の發句に、春さかぬ花やこゝろの深み草と云へるより牡丹花と呼びなせりとぞ、牡丹は和歌には春の季なれども、連歌には夏のものとす、春の末より夏かけて咲くものなりと、

二藍(ふたあい)

和訓栞にいふ、染色にいへり、赤色と青花とにて染むるなり、赤花は赤藍なり、青花は青藍なれば、二藍といふなり、四位以下の夏の下襲の色なりといへり、又帶にもいへりと、

佛名(ぶつみやう)

十二月十九日より二十一日まで、三日の間宮中にて、三千諸佛の名號を稱へて、最勝講の如く佛會を營むことなり、或は一夜にてすむこともあるなり、寶龜五年より始まる、承和の頃は三ヶ日の間殺生禁斷のよし格に見えたり、此佛名の

會日に付ては、十九日といふも少しく疑はしき處あり、枕草紙に、二十五日宮の佛名に參りたればと見え、更科日記に、二十四日宮の佛名に參りとあり、榮花物語には、十九日とあり、是に於て之を察するに、宮中にて十九日より始まり、之に准じて他の院、宮々にても、適宜に晦日迄の間に日時を定めて行はるるものならん、

〇へ之部

反閇（へんばい）

禁秘抄にいふ、行幸の反閇の外と、其他の書にも見えたり、之は陰陽師が、天子出御にならるゝ前に、御災難なきようにとて、咒咀をなす法なり、下學集に、反閇は天子出御の時、陰陽家の行ふ所なり、又之を禹歩といふと、禹歩とは舞蹈の足節をいふ、足蹈をして咒文を唱へて不祥を祓ふ法なり、反閇は天子のみに行はるゝ大咒法なり、將軍家などに行ふには、反閇より略儀なる身固（みがため）の法を行はるゝなり、然し將軍家にても反閇を行へることなきにあらず、德川將軍なども、將軍宣下ありて祝賀の儀式に臨む時には、返閇を行ひたり、身固は略儀にして、反閇は嚴格なる法なり、

表（うら）

一體自己の意志を表白するものを表といふ、表は明なり、標なりとあれば、何にても斯るものを表といふてもよろしけれども、國文に表とあるものは、重に辭表を指せり、辭表の書き方は、男子は必ず臣某と書き、女子は妾某とかくを例とす、女子にして上表したるものは、藤原全姫といふ人にして、八十歳の高齡に及び、官を辭する時に上りたるものなり、之は菅原道眞が代作したるものにて菅家文草に出たり、昔は表は、凡て人に頼みて書かしめたることは、藤原公任の如き學者にても、猶大江匡房に書かしめたる有名なる話しあり、此表には種々の場合あり、先づ天子御位を、兄弟叔姪に讓らるゝ場合には、新帝は一應御辭退あるべきものなりといふ、又先帝へ新帝より、太上天皇の尊號を上り給ふ時には、太上天皇は一應御辭退申さるゝなり、此二の場合には何れも辭表を上るべきなり、攝政太政大臣の辭表には、第一の辭表、第二の辭表、第三の辭表とありて、一々主上より勅答あらせらるゝなり、

版位（へんゐ）

職員令に始めて見ゆ、義解に曰はく、朝賀及び祭祀に、群臣幷に百官の列位を定むるの版なりと、儀制令に曰はく、凡そ版位は、皇太子以下各方七寸、厚五寸、書して其品位を顯はし、並に字を添へよと、義解にいふ、謂ふは漆を以て書くなりと、貞丈云ふ、版位は、元日の朝賀、大嘗會等の時、群臣、百官、庭上に列立する時に、此處には何位の人立つべしといふしるしに、板札に位の名を漆に書て地に置くなり、其位の人列立するなり、拾芥抄には、寸法の異同あり、時代によりて異るものならん、

○ほ之部

牓示（ばうし）

國郡の田畑、境界等を牓示することとなり、牓示とは境等に杭木を立てゝ標しとするをいふ、

牧馬（ぼくば）

玄上と一雙の名物なり、時の人、勝劣を辨せず、爰に信義、信明といふものあり、博雅三位の息なり、兩人勝劣を知らず、初信義玄上を彈じ、信明牧馬を彈す、更に甲乙なし、次に信明玄上を彈じ、信義牧馬を彈ず、其聲雲泥の差あり、故に時の人、皆信明、信義に超え、玄上、牧馬に勝るを知るなり、（拾芥抄）

ぼうす

東坡集に、體は適す劇卯酒と、白樂天の詩に、未だ卯時の酒を知らず、神速功

力倍すと、卯の時に飲む酒なり、大鏡に見えたり、卯の時とは朝早くをいふ、

本地垂跡（ほんちすいじやく）

佛を本地とし、神を垂跡とし、兩部集合すること、弘法、傳教、慈覺、智證の四大師、所爲の由卜部兼倶が名法亞集に記して、兼倶專ら其說を信用せり、本地垂跡の說は悲華經に、我滅度の後、惡世の中に於て大明神と現し、廣く衆生を度さんとあるを本據として、是を推し擴めて、吾國の神祇に悉く諸佛を配當して、大日如來が化け來て、天照大神と成て、此日本に止まりたるなり、某々の神は、某々の佛の化けたるなりといふことを垂跡といふ、化けたる本の佛を本地といふ、朝庭此說を信じ玉ひしより、吾國の神祇は大抵佛扱になりて、神社は僧徒の居る處となれり、近世唯一神道といふて、佛說を除き去る徒の說に、本地といふはたとへば天照大神なり、垂跡は五十鈴の宮なり、應神天皇は本地にして、宇佐の宮は垂跡なりと、（安齋隨筆）按ずるに此等の說古に勢力ありし

も、今日にては少しの價値もなき說なり、

ほどすかの國

日本紀に附庸をよめり、附庸は猶屬國の如きなり、小國は朝廷へ朝貢するとき、數國相合して年貢を獻る故に附庸といふ、禮記の說約に影國とよめり、ほとりかすかの義なるべし、ほとりは邊鄙の義、かすかは幽遠の義なり、

北面

和訓栞にいふ、南面に對す、依て院の御所に仕ふる武士を北面武士といふ、承久記に、白河院の御時北面といふこと、始めて侍を召使はるゝことありけり、後鳥羽院の御時、又西面といふものを召おかれたりと見えたり、されど難する人ありて西面は止めぬとか、一說に、白河院は北の御殿に御座されしを以てなりといへり、上北面、下北面あり、上の字すみてよみ、下はかと唱ふるを故實とすと、

○ま之部

眞手結

五月五日、左右近の馬場にて騎射の時、二人つゝつがひて、騎射することにて、荒手結の次にある本式の、騎射なり、猶ひをりの日の處を見るべし、

申文

申文には種類甚だ多し、諸國の守、介、掾、目、又は博士などを希望する時に、其功勞學力等を書きて申上ぐる文書なり、又大粮の申文といふは、官吏の月俸を下げて貰はんための申文なり、

萬葉集の訓點

萬葉集のころは、片假字、平假字のなき時代なれば、歌など漢字にて記すより外に方法なかりしなり、漢字にても、古事記や、日本記の歌の如く書きたるは

讀み易きなれども、萬葉集に至りては、音訓並び用ゐ、又義訓、略訓、剩へ戯書等迄ある事なれば、甚だ讀み惡きものとなれり、初め萬葉集を撰びし時は、孝謙天皇の天平勝寶の頃なりしが、但し撰者に就ては種々の說あれども、此處に書く可き問題にあらず、故に此を略けり、丁度天曆の頃には、萬葉集は殆んど讀めざるものとなれり、故に源順等梨壺の五人に仰せて、之に假字にて訓點を付せしめたり、然るに此訓點中には、萬葉集二十卷の中五分一位は、訓點の出來ざりしものありたり、夫れを世々の萬葉家が訓を付せり、其人々は、大江佐國、藤原孝言、大江匡房、源國信、源師賴、藤原基俊等が再び訓點を付し、次で仙覺律師が、文永の頃に至りて萬葉集中の寫本二十七八種を集めて校合して、先輩の讀み殘されしもの百五十二種を讀み了れり、初め梨壺にての訓點を古點といひ、次のものを次點といひ、仙覺の點を新點といふはり、

孫廂（まごひさし）

又弘廂ともいふ、母屋に對して孫といへるなり、清涼殿の中にあり、板九枚を張りつめたるなり、北は荒海の障子にして、南の方は手長足長あり、海人藻芥に、清涼殿の孫廂といふは、檜皮葺の庇の外に、又板庇をさゝへるなり、檜皮葺にては時雨の音きこえねば、板庇をさして、時雨の音をきこしめさんとの爲なるべしと、此說如何ならんか、

まさきのかつら

古語拾遺に、眞辟の葛と書き、古事記に、天の眞拆と見ゆ、されば眞榮の義なるべしと、又さきて頭にかつらとするものなるべし、其故は古事記に、天鈿目命まさきのかつらをかつらとしとあるは、慥に眞拆の義なりともいふ、方丈記などにあるまさきのかつらといふは、之とは異りたるものならん、

まんところ

和訓栞にいふ、源氏にまどころとも見ゆ、凡て萬事の御用を司る故に、政所と

かけり、廳をいふなり、賴朝の近衞大將たるに及んで、公文所を改めて政所とす、廣元政所の別當に補す、令あり、寄人あり、今の評定所なりといへり、攝政の室を稱するは、北の政所を略していふなり、鳥羽院の時、麗子を時人京極の大政所と稱せり、四國にて庄屋と稱し、大庄屋を大政所といへりと、

まへつぎみ

又まうちぎみともいふ、日本紀に、公卿太夫群臣等をよめり、君の御前に奉仕する官人をいふ稱にして、五位以上の人をいふ、

まゆずみ

和名抄に黛をよめり、又玉篇に鬢は松烟を以て眉に畫くと見えたり、神代記に眉の上に鬚を生ずといへるより出たり、我國上古の風俗は、眉に入れずみをしたるなり、一條天皇の時頃には眉をぬきとりて天然の眉を去り、額の處に入れずみして眉を作りしが、後には天然の眉をも其儘置きて、額の處に入れずみして、二重の眉をつくりしなり、榮花物語には眉の作りやう云々の語多く見えたり、眉を作るに種々巧をこらせしことゝ見えたり、

○み之部

御息所（みやすんどころ）

女御の中にて皇子を生みたる人を御息所といふとは、普通の説なれども、榮花物語月の宴に、皇子生まぬ御息所もあり云々の文あるを見れば、必ずしも皇子を生みたる女官に限らざるなり、又東宮の御息所に就てはとの部に註せり、後には凡て皇族方の妃を稱し奉れり、又みやすみ所とよめば宮中の御休息所の事なり、源氏物語桐壺の巻に見えたり、

御帳臺（みちやうだい）

紫震殿、清涼殿、其他にあるものなり、東京博物館にある御帳臺は、紫震殿のものにして、清涼殿の者にあらずといふ説あり、禁秘抄によれば、清涼殿の御帳臺は、四面に凡帳ありて、夏は生絹（すゞし）に胡粉を以て華鳥を畫き、冬は朽木形に

て疊三疊（緋綱縁の御座なり）を敷き、西の柱の角に鏡二つあり、又濱床あり、其前には獅子狛犬あり、朽木形とは練絹にて、虫が木を食ひたる如き形したるものにて、紫の模樣を摺り込みたるなり、獅子は口を開らきて、黄色の彩色したる形なり、狛犬は白色にして口を結び、頭には角あり、何れも邪氣を退治する爲めならん、之は本は御帳の帷の動かぬ爲めのものにて、支那にては鎭帷犀といふ、御帳臺には立派の儀式の時にあらざれば入御なく、常は晝（ひる）の御座に居らるゝなり、又帳臺は禁中のみにあらず、皇后の御所にもあれども、禁中の者斗り濱床あれども、他の處には此物なし、貞丈雜記にいふ、帳臺は寢殿の御座の後にある座敷の名なり、其座敷より主殿の御座へ出て給ふ口に、御帳をたるゝ故、御帳臺といふなり、御帳とは神前などの御帳のごとし、暖簾の如くなるものなり、其出口のふすま、障子の引手の中につぼねを打ちてあげまきを組紐にて結び付くるなり、緒の端にふさあり、之を俗に納戸搆えといふ、納戸には調度を置く故、

御調臺ともかくなり、御調度臺の中略なり、されど御帳臺とかくを正とするなり、貞衡云ふ、御帳臺は、今下々にて納戸といふに同じと、又云ふ、帳臺は主人の居間なり、されば色々の道具を納め置くなりと、猶ぬりごめの處を見るべし、按ずる御帳臺とは禁秘抄の説の如くなるべきや論なし、貞丈雜記以下の説は、貴人若くは普通の家にあるものに就ての説にて、枕草紙、榮花物語等に見ゆる御帳臺とは異るものなり、

三の友

琴、酒、詩をいふ、白氏文集に見えたり、源氏未摘花の巻に出でたり、

みこしぶり

平家物語、增鏡等に見えたり、之は南都、北嶺とて、南都は春日明神を祭り、北嶺は日吉の神を祭り、其僧徒何れも我儘のものにて、朝廷の處置に就て何か意に滿たざることあれば不平を訴ふる爲めに、忽ち春日明神の神輿、日吉の神

の神輿をかつぎ來りて、宮城内に振り込み置くなり、朝廷にては、主上を始め奉り、諸官人共神罰を恐れて、其請を容るゝことを常とせり、故に正しく神輿進み來るときは、主上も地に下りて暫らく本座に復し玉はざるなり、故に或る天子は、天下意の如くならざるものは山法師なりと申し奉られたり、又春日明神は藤原氏の氏神故、攝政關白たるもの皆恐れて山法師の請を容れしなり、

御輿

御輿に三つあり、第一は鳳輦とて、鳳凰の形の車の蓋の上に付きたる輿なり、第二は葱花輦とて、きぼしの形の付きたる輿なり、第三は腰輿とて臣下のもの手に持ちて腰のあたりに付けて、肩より襷の如きもので釣りて提けるものなり、第一は主上の立派の御出立の時に召さるゝものにて、第二は稍略儀の時に用ゐ、第三は一層略儀にして、皇妃及臣下の身分あるものも用ゐることを得るものなり、

水(みづ)むまや

凡て同じ名にて其事の同じからざること多し、源氏物語みつむまやといふは、旅行の時今の俗に晝休み小休みなどいふに同じ、令、延喜式等に見えたる水驛陸驛のみづむまやは、舟にて行く〳〵處をいふ、東海道の桑名の渡し、今切の渡しの如きをいふ、混す可らず、(安齋叢書)

御曹子(みさうし)

之は家督にあらぬ部屋住の人をいふ、曹子とは本は役人の用部屋のことなり、一とかまへづゝしきりて有るをいふ、部屋住の人も座敷を一とかまへしきりて住居する心にて、御曹子といふなり(貞丈雜記)、源御曹子義經など云ふは是れなり、

みをつくし

河口などに水の深き處をば湊といふ、そのみをのしるしに立つる木をいふなり、

世俗には、みをしるといふを、和歌にはかきてみをひきの舟とよめり、又萬葉集には、水咫衝石(みをつくし)とかけり、又土佐日記には、みをつくしのほとりより出てゝ、灘波の津に云々とあり、國史には灘波津に始めて澪漂を立てしよし見えたり、

宮腹(みやばら)の子

伊勢物語に見ゆ、宮腹と眞名本にあり、宮々の子をいふなり、源氏に、宮原の中將とあるは、桐壺の帝の妹、右大臣なる人に嫁して、生みたる其子の中將となれる頭の中將のことなり、

御敎書(みげうしよ)

和訓栞にいふ、明月記に、院より御敎書到來と見ゆ、關白にいふは、朝野群載に見ゆ、將軍の下し文をもいへり、室町家の時に、將軍の意をうけて、管領より出つる文書をいへり、海道諸國記に明敎書に作ると、

御裳濯川（みもすそばは）

和訓栞にいふ、大和姫の命より起れる名なるべし、世記に見え、濯を須會とあり、すゝぐをそゝぐともいひしにや、風宮の前を流るゝ川をば五十鈴川といひ鏡石の方より流るゝ川を御裳濯川といふといへり、皆宇治川の名なり、

宮主（みやぬし）

和訓栞にいふ、卜部の事に堪ふものを取りて之に任すと、宮職秘抄に、神祇官の重職宮主に過くるものなしと、神代記には、みやぬしとよめり、しはぬしの略なり、但し大嘗會にあるは神祇官の流外の職なりと、

御溝水（みかはみづ）

禁中の御所の水の、諸所より落込みて流るゝ處の水なり、四時祭式に、御川水祭あり、禁海とも見えたり、孫叔向が詩に、一道の泉流御溝をめぐると、此溝水の處にて曲水の宴は爲すなり、

みかきもり

和訓栞にいふ、衞門の義にて衞士をもいふ、神代紀に、天皇の檣（かき）の傍（もと）をはなれずといふこれなり、衞士のたく火は、宮衞令に、其宮門皆衞士をして火を炬かしむと見ゆ、衞士は軍團の中軍事をならはせ置く之を兵士といふ、其兵士の中にて京へとらるゝを衞士といひ、太宰府へ遣はさるゝを防人といふ、能宣の御垣守の歌、「思ひに胸のもえつゝ思ひに心もきえつゝよるひるこひなげくとなり、それを宮門に衞士のたく火とたとへ、夜はもえつゝ晝はきえつゝといふなりと、

みづはぐむ

和訓栞にいふ、老人の體をいへり、按ずるに詩の註に、兒齒老人齒落ちて更に生ずと見えたり、瑞齒別天皇の御名によれば、兒齒は長壽の相なれば瑞齒といふべし、くむはめぐむといふが如し、或は三齒組みて僅かに殘れるをいふといふ

へり、

みなづきはらへ

六月の大祓のことなり、六月をみなつきといふは、水月の義なり、六月は田などへ水を引き入れてある故にいふ、和訓栞にいふ、六月祓は晦日にあるなり、延喜式に見え、十二月にも之に准ずと見えて、始に宣命を擧げたり、江次第に祝詞師、座につき祝詞をよみ、先づ宣命をよむと、集侍(うごなはれる)より諸聞食(もろ〳〵きこしめさへとのる)止宣迄なり、閏月ある時は晦日を用ゐさせらるゝこと東鑑に見えたり、後撰集に、みな月祓して、川原にまかり出でゝ、月のあかきを見て、賀茂川の水底すみて照る月を行きて見んとや夏はらへする、とあり、夏祓に月をよむこと不審なるを、昔は晦日に限らず、六月中に便宜の時祓しけるなりと爲家卿の説なり、今も六月十九日より糺の宮に詣つるは此餘風なりといへりと、

屯倉(みやけ)

和訓栞にいふ、古事記に屯家ともかけり、日本紀に、宮家、屯倉とかけるもの之れなり、宮食の義なり、内裏式に、十一月御宅田の稻數を奏する式ありて、三宅田若干町と見えたれば、御宅も三宅に同じ、諸國に田部と屯倉とを興し玉ふは景行天皇の時なり、屯倉は凶年に之を發し、稻穗年久くして蝕せざるなりといへり、

みゆき

主上の御行をば行幸とかき、太上天皇の御行をば御幸とかき、皇后、皇太子の御行をば行啓とかくこと、一定の故實にてよみは三つともみゆきなり、但し主上に行幸、上皇に御幸の別は、西宮記などより始まり、三代實錄などには其別ち見えずといへり、

みてぐら

和名抄、靈位記に、幣帛、萬葉集に帛をよめり、御幣座(みてぐら)の義なり、ては和幣の

意、座は千座の置座の意、古事記に、ふとみてぐらともよむ、一説にたむけを約めていふ、御手向座なりと、又一説にみたせぐらの約なりともいふ、神前に供し奉るものをいふ、大社は幣を案上に奠て祭り、小社は案下に置くの差等あり、之は神社を祭るときに御幣使といふ勅使が出發して獻るなり、

宮原の具

榮花物語に、一所は宮原の具にておはすと、具は妻といふことなり、皇族の妻となりたることなり、

○む之部

むつの花

和訓栞にいふ、雪のことなり、韓詩外傳に、凡そ草木の花、多く五出、唯雪花獨り六出と見ゆ、通鑑評、闕に、立春の後、雪に六出のものなしと見えたり、眞の伊勢物語に六出を雪とよめり、蠡海集に、草木には梔花のみ六出なりといへり、されど花菖蒲に六出あり、呼で六香とす、梅花に六出あり、即ち六辨なりと、

むまのみゝに風

詩傳に、馬は風を喜ぶと見え、李白が詩に、世人之を聞いて皆頭を掉かす、東風の馬耳を吹くが如しと見え、東坡が詩に、青山是絶世、人なければ誰とともに容をなさん、よろこんで向ふ市朝の公子、何ぞ馬耳の東風に異らんと見えた

りと、

六の緒　和琴をいふ、和名抄に、體、箏に似て短く、小にして六絃ありと見えたり、新勅撰集に、六の緒のよつめことにぞかは句ふひくをとめ子が袖やぬれぬる、とあり、

無何有の郷　莊子に出でたり、郭注に、无何有は寬曠人なき處をいふ、何物を問はず、悉皆あることなし、故に何も之れあることなきさといふなり、萬葉集に、心をばむがうの郷におきたればはこやの山は見まくほしけん、とあり

○め之部

名薄　二字を奉ると同じことなり、後三年の役、家衡のめのと千任といふもの、やぐらの上に立ちて聲をはなちて將軍にいふよう、汝が父頼義、貞任、宗任を打ち得ずして名薄をさゝげて故清將軍と語らひ奉り云々、又大鏡に、伊周公將に死せんとする時、其子松君を戒めていふ、名薄うちして云々と、然らば二字を奉るといひ、名薄を捧くるといふは、爭論に負けたる時のみにあらず、すべて人の手下に從ふ時のしるしにすることなり、（貞丈雜記）

明經　隋の煬帝始めて進士科を立つ、進士の名は周より起ると雖も、之を科に名づけて士を取ることは隋を始とす、唐宋以來明に至るまでかはることなし、本朝選

舉の法、全く唐の制による、その内、唐には進士、明經等の科種々あり、本朝には只秀才、明經、進士、明法の四つばかり令にあらはる、明經科試むる所の經、凡て九經、大中小に分つ、禮記左傳を大經とす、毛傳、周禮、儀禮を中經とす、周易、尚書を小經とす、明經科にて五經に通ずといふは、右の七經悉く通ずるをいふ、三禮を合せて一經とするなり、三經に通ずといふは、大中小の中にて各一經に通ずるをいふ、何れも令にあらはる、孝經、論語は何れも兼通するなり、（制度通）

名家（めいか）

諸太夫の中にて、學才共に富みたるものを抜擢せられ、名望ある家筋と稱せられしより起りたるものにて、元は儒名のある人の稱なりしが、轉じて用ゐたるならん、菅家、大江家等儒門の家なり、名家は數家に分れたり、日野、廣橋、烏丸、柳原、竹屋、裏松、以上日野家と稱す、甘露寺、葉室、勸修寺、萬里小

路、清閑寺、小川、防城、以上勸修寺家と稱す、文墨を本とし、儒道を學び、辨官を經歷し、職事をかぬ、凡そ辨官は管轄の任、權衡の職、諸事天廳に達する故に器量なきものは之に任じがたし、大納言、或は大臣に至る、初め五位の時と雖も禁色をつく、以て名家の規摸たり、

召人（めしうど）

主の召す人といへる意にて、妾をいへること、大和物語、蜻蛉日記等に出たり、但し近衞の召人といふは之に異りて、朝庭の儀式などの時、召されて舞人に出づるものをいふ、又召人とは、殿上人が朝庭の儀式などへ出勤せずして怠りだるものを吟味して召出して譴責することにも用ゐたり、

馬道（めだう）

和名抄に、堂に向ふの道なりと、江次第七日節會頭書に、馬道は廊下なりと、めんどうともめどうともいふ、後には音便にめんろうともいふ、又和名抄に椽

のことなりと、然らば廊も椽側もめだうも區別なきことになりて不可なり、廊は對の屋などに渡る爲めに設く、椽側とは異れり、めだうは馬に乘るべき處をいふに文字にて知らるべし、和名抄にも、只堂に向ふ道といへり、往來すべき處の義を取て、家の内にありく處あるをいふ、彼廊などより押し通してその道あるべし、（喜遊笑覽）

馬部（めべ）

普通、馬部、吉祥（きちじやう）と並びある文字なり、馬部は馬を支配する役所にて、左右馬寮の屬官なり、盛衰記二十五に、馬部、吉祥二三人とあり、下賤雜役のものなるべし、但し馬部は、厩の舍人の別號なるべし、厩の中間にて馬の口取りなんどするものなり、吉祥、又吉上とも書く、是は皆假字（かりじ）なり、愚按には、黃（き）仕丁（じちやう）なるべし、黃色は無位の服の色なり、仕丁は召し使はるゝものゝことなり、無位にて黃色の狩衣を着たる下部のものとしるべし、（真丈雜記）

鳴絃（めいげん）

つるを打ち鳴らすことにて弓法家の秘傳なり、上古はつるうちといへり、源氏物語夕顏の卷に、ゆづるうちならして云々とあり、弓の絃をぶん〳〵打ちならして惡鬼を退治する法なり、又天子の御湯に入らるゝ時は、御湯殿の打絃とて始終弓づるをうちならすこと禁秘抄などに見えたり、又皇子御出生御産湯を召さるゝ時にも、鳴絃あること、榮花物語、紫式部日記、增鏡等に見えたり、榮花物語に、つるうち五位十人、六位十人と、東鑑につるうち六人庭中に進むとあり、墓目などの法ありて、面倒なるものなり、眞丈云ふ、墓目には射るといひ、鳴弦には修するといふなり、鳴音の烈しきに墓目の鳴音をそへていよ〳〵其勢を助け益すなりと、

命婦（めうぶ）

女官の稱なり、之に内命婦と外命婦との別あり、外命婦は官吏の五位以上の人

の妻にて宮仕へする女官を稱し、內命婦は女自身五位を有する宮仕人をいふなり、正月主上に屠蘇を供することなどは、此內命婦がなすなり、

○も之部

問藉（もんしゃく）

之はもんじやくと濁りて訓まずして、もんしやくとすみて訓むこと故實なり、殿上に宿直する官人の其番に當りたるもの丶名をいひて尋ね、又呼はれたるもの之に答ふることをいふ、即ち瀧口の武士朔平門に於て之を申し、又御湯殿の北に參り、次に殿上の口に於て之を申すなり、問藉の事は布衣記といふものにあり、但し殿上の問藉と瀧口の問藉とありて、殿上の問藉は侍從が司り、瀧口の問藉は藏人が扱ふなり、此侍從が殿上人に誰々が宿直して居るかと問ふなり、居れば返事して事濟めども、居らぬ時は譴責せらるゝなり、此事枕草紙に詳しければ今之を掲くべし、「殿上のなだいめんこそ、猶をかしけれ、御前に人さふろをりはやがて問ふもおかし、足音ともして崩れ出づるを、上の御局の東おも

てに耳おとなへて聞くに、知る人の名乗りにはふと胸つぶるらんかし、又ありともよく聞かぬ人をもこの折に聞きつけたらんはいかゞ覺ゆらん、名のりよしあし聞きにくゝ定むるもをかし、終てぬなりと聞く程に、瀧口の弓ならし、履の音そゝめき出づるに、藏人のいと高くふみこぼめかし、うしとらのすみの高欄に高ひざまづとかやいふぬずまゐに、御前のかたに向ひて後ざまに誰々が侍ると問ふこそをかしけれ、細う高う名のり、又人々さふらはぬにや、なだいめん仕う奉らぬよし奏するも、いかにと問へばさはる事ども申すに、さ聞きて歸るを、方弘はきかずして君達の敎へければ、いみじう腹だちしかりて勘へて瀧口にさへ笑はる」と、此文問藉の事をよく云ひ盡したれば掲げたり、

母屋（もや）

屋の中に主とある處を身屋（むや）といひ、後に母屋といふは、むやを訛（な）まれるなり、今世におもやといふなり、廂を借しておもやとらるゝといへる諺もあるなり、

門跡（もんぜき）

（喜遊笑覽）

宇多天皇、釋門に入り、御室を仁和寺に營り居ます、其後當寺を以て御門跡と稱す、言ふ心は御門の跡なり　凡そ皇子落飾し玉ふを法親王と號し、尋て皆御門跡と名づく、仁和寺御室にあり宮、勸修寺上の醍醐にあり、大覺寺嵯峨にあり、隨心院小野にあり、三室院門跡にあり宮門跡なり　攝家門跡、蓮華院准門、東本願寺御門、西本願寺跡、御奈良天皇弘治二年正月二十六日、二品法親王の宣下を玉ふてより以降、本願寺累代以て門跡と稱す、位大僧正なる不易の號なり、但し宮門跡は、下に僧正及諸大夫あり、此を以て異となすのみ。

（和漢三才圖會）

もとおしの袍（ほう）

增鏡老の波の卷に見ゆ、もとおしはおは誤なり、ほの字を用ゐるべし、和名抄に、縫腋の二字和名まつはしのうへのきぬとあり、之れ縫腋の袍の事なり、闕

腋の袍は狩衣などの如く、兩腋をぬひつらねずして、闕きてあるなり、縫腋の袍は、兩腋を常の小袖などの如く縫ひ連ねて、身にまつわる意にて、まつはしのうへのきぬともいふなり、

もくあみ

和訓栞にいふ、俗に本の木あみといふは盲人の名なり、筒井順昭は信長時代の人、卒して三年の間隱くし置きけり、木阿彌が音聲よく似たるを以て、闇所に置て他國敵方の應對せしむ、三年過て順昭の死を披露せられしよりは、本の盲人になりしといふ意なりと云へり、

もとこし駒

和訓栞にいふ、韓非子に、桓公孤竹の國を伐ち、春行き秋に及んで歸るに、迷うて道を失へり、管仲云ふ、老馬の智用ゐるべしと、馬を放ちて道を求めて歸りたり、後撰集に、夕やみは道も見えねどふるさとはもとこし駒に任せてぞ〳〵る、と舊と來し駒のことなり、

もちづきの駒

もちは十五夜なり、みち月の義なり、八月十五日、駒迎に、信濃國望月の牧より駒をひゐて禁中へまゐらするをいふ、猶駒牽の部を見るべし、

もゝしき

日本紀に內裏を訓じ、常に百敷とかけり、百官の座を敷かるゝ意にて宮中をもゝしきといふと、又一說には、萬葉集に百磯城とかけるを以て正義とし、皇城の、堅固なる石を以て城かれたるよりいへることにて、もゝいしきの意なりといふ、此說正しからん、

桃尻

愚昧記、明衡往來等に見たり、皆馬に乘る事にいへり、桃の實のろくにすはらぬを以てたとふるなり、或說に、桃の木は三年めに植ゑかへざれば、枯るゝも

のなり、よつて一處に尻のすはらぬを桃尻といふと、徒然草にも、桃尻にては
いかいの馬を好むと見えたり、

物忌（ものいみ）

物忌とは物怪（ものけ）惡夢等の時に行ふことなり、物忌は神鬼の名なり、河海抄儀軌に
いふ、迦吡羅（かひら）衞國の中に桃林あり、其下に一大鬼王あり、物忌と號す、其鬼王
の邊に他の鬼神よらず、爰に大鬼神王誓願して、六趣の有情に利益す、吾が名
號を實てんものは、若し人宅に物怪屢現はれ、惡夢瀕りに示して、諸凶害を蒙
るべきの時、其日に臨んで吾名を書して門に立てよ、其故に他の鬼神入來せし
めず、と、禁秘抄にいふ、物忌には諸陣へ札を立て、御殿の御簾には間毎に物忌
と付くと、

○や之部

柳筥（やないばこ）

柳の木を廣さ五分程に、三角にけづりいくつもよせて並べてすのこの如く紙よ
りにて二た所あみたるものなり、長さも巾も、据うるもの、大小によりて、長
短不定なり、足は折敷の足の如くにて、くりかたなし、それに紙よりで結び付
くるなり、柳筥といへど、箱にあらず、臺の樣なるものなり、是れには何を載
するといふ定めもなし、烏帽子、經文、書籍、硯、筆、墨の類、何にても相應
のものを載するなり、進物なども臨時に載することあるべし、或人のいふ、近
代用ゐる箱は柳筥の蓋なり、足は即ち柳筥の蓋のさんなり、野宮宰相記（定基卿）の
もとにて古の柳筥を見たりしに蓋もあり、身もあり、三角の木を紙よりにてあ
みて作りたるものなり、其蓋は世に用ゐる柳筥といふものなりと、柳筥に物の

置様のこと、徒然草に出でたり、此柳営を柳ばとよむ人あり笑ふべし、されども明月記に柳葉とあり（貞丈雑記）、按するに、貞丈の説誤たる處あり、柳営は製造に就ては貞丈の説の如くなれども、古は箱の中にも物を入れたるなり、後に至りて其製造も多少變じ、重に蓋斗り用ゐるものとなりて、木の葉に物を載する如く、其蓋斗り用ゐる様になりて、柳葉といふに至れるなり、

やぶさめ

やばせむまの略語なり、やとは矢なり、はせは馳なり、馬を走らするなり、馬を馳せながら矢を放つ故也はせ馬と云ふなり、はとふとは通音、せとさとも通音なり、又むまは單にまといふ音ありて、まとめとは通音故、やばせ馬がやぶさまとなり、たるなり矢を放つをやぶさめといはゞ笠懸犬追物をもやぶさめといふても苦しからぬ様なれども、上古の騎射は笠懸犬追物はなくて、やぶさめばかりなりし故、其時代に矢はせ馬と名づけしなり、やぶさめといふ字は、流鏑馬とかき來れり、文選の中に、張衡が西京賦に、流鏑擭摵（はくねく）とあり、擭摵は矢の物にあたる音なり、西京賦の流鏑馬はやぶさめの事をいふにあらず、只鏑矢の飛ぶことを流鏑馬といひしなり、流の字は飛び走る意より、馬をはせながら鏑矢を飛ばするを流鏑馬とかきしなり、

揚名（やうめい）

和訓栞にいふ、只名ばかりといふ意、其官になりたれども職掌もなく、得分もなきをいふ、揚名の介は源氏に見え、新續古今集に此事に就て贈答の歌あり、楊名の椽は政事要略に見え、楊名の目（さかん）は徒然草に同書を引けり、楊名の書生は李部王の記に見え、清慎公の記には楊名の關白とも見えたり、武家にては、千葉介、三浦介、上總介等とも見えたり、又准后記に、楊名の家、三浦、和田、鎌倉、秩父、千葉、横山、葛西と見え、菅家遺誡に、凡そ楊名の官職は、大間の職事を取り、其用なし、攝關將帥の職の如きは楊名の名を以て比興の説となな

すなりと、

やどりのつかさの權守（こんのかみ）

職原抄の秘抄にいふ、宿官（やどりのつかさ）とは官、外記などの五位したるが、頓て顯職に任じかたきを外國等にしばし任ず、これは官をやどす義なり、職原抄にいふ、權守は近代多くは是れ遙授なり、環翠軒いふ、遙授とははるかにさづかるなり、國の守は四位五位のもの先づ任じて、則ち任に赴くを、權守は其國へは赴かず、これ遙授の義なり、又曰はく、權守は地下の五位六位これに任す、又春の除目の時、參議雲客などの兼官になる事も有り、それは別事なり、

やまとごと

延喜式に和琴と見えたり、萬葉集に梧桐日本琴と見えたり、明月記に和琴の長さ六尺、鐵尺頭弘七寸、方五寸五分と見え、和名抄に日本琴、體箏に似て短小六絃あり、俗和琴の二字を用ゐると見ゆ、神樂新式によれば、令器となりしは

神功皇后の時よりこの方なるべしと見ゆといへり、猶鈴鹿の部を見るべし、

遣戸（やりど）

和訓栞にいふ、徒然草にやりどは蔀の間よりもあかしといへり、禁秘抄に高やりどとも見ゆ、新六帖にちがへやりどとも見えたり、是れ日本の制なり、中山傳信錄に、琉球の門窓、皆戸の樞なし、上下の限（しきゐ）皆、雙の溝道を刻み、門扉を其中に設け、左右に押し移して以て啓閉となすと、

八橋（やつはし）

和訓栞にいふ、水をせきとめて左右の田へ水を引く故に、往來のために左右に四つゝ橋をわたす、依て伊勢物語に、水堰川の蜘手なれば橋を八つ渡すと見えたり、

藪入（やぶいり）

和訓栞にいふ、宦者の宿降（さが）りするをいふ、藪入の義なり、藪澤の故里に歸る意